

# 紀の川市都市計画マスターplan

～自然や歴史などの地域資源を活かした各地域の発展と  
地域の連携による紀の川のまちづくり～



平成 21 年 3 月  
紀 の 川 市



## はじめに

ごあいさつ



紀の川市が誕生して3年余りが経過しました。

近年、急速に変化する社会環境やライフスタイルの多様化などに即応したまちづくりが求められている中、この度、都市計画の基本的な方針である「紀の川市都市計画マスターplan」を策定しました。

この計画は、昨年3月に策定しました市の最上位計画である「第1次紀の川市長期総合計画」を実現するため、旧町それぞれの自然や歴史など、地域資源を活かしながら各地域の発展と連携による新たな視点でのまちづくりを進める行動指針です。

本市は、豊かな自然環境や歴史的資源を有するとともに、県都和歌山市や関西国際空港に近く、国道24号やJR和歌山線、京奈和自動車道などの広域的交通網が充実し、その立地条件からも和歌山県における経済の要衝として飛躍していくまちです。市民の皆様とともにまちの発展に取り組んで参りますので、今後ともご協力ををお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました紀の川市都市計画マスターplan策定委員会委員の皆様、地域別まちづくり会議にご協力頂きました皆様並びに紀の川市都市計画審議会委員の皆様に対しまして、衷心より感謝申し上げます。

平成21年3月

紀の川市長 中村慎司



## 目 次

序 章 .....	1
序-1 紀の川市都市計画マスタープランの策定にあたって .....	1
序-2 紀の川市都市計画マスタープランの概要 .....	2

### ◆全体構想

第1章 紀の川市の概況 .....	4
1-1 広域的な位置づけ .....	4
1-2 自然的条件 .....	5
1-3 歴史的条件 .....	6
1-4 社会的条件 .....	8
1-5 上位計画による位置づけ .....	21
1-6 都市計画の状況 .....	24
1-7 住民意向 .....	26
第2章 まちづくりの課題 .....	28
2-1 まちづくりの課題設定に向けて .....	28
2-2 まちづくりの課題 .....	29
第3章 まちの将来像 .....	31
3-1 紀の川市の将来像（長期総合計画を踏襲） .....	31
3-2 まちづくりの方向性 .....	34
第4章 まちづくりの方針 .....	39
4-1 土地利用に関する方針 .....	39
4-2 都市施設の整備に関する方針 .....	43
4-3 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針 .....	54
4-4 市街地整備等の方針 .....	55

### ◆地域別構想

第5章 まちづくりの方針（地域編） .....	57
5-1 まちづくりの方針（地域編）について .....	57
5-2 地域ごとのまちづくり方針（ポイント） .....	58

### 参考資料

- 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
- 紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

## (注) 語尾表現について

当計画は、紀の川市が作成していますが、内容については、民間が主体となって進めていくべき事項も記述しています。このため、本計画の語尾は、「誰が主体となって実現していくのか」また、「どれくらい実現に向け進んでいるのか」がわかるように概ね以下のように表現しています。

実現に向けての進捗状況	主体	
	市	民間
既に実現しているもの	～行っています。	
今後、確実に実現していくもの	～推進します。	～促します。
実現に向け、今後調整を図っていくもの	～に努めます。	
県・市・民間が互いに協力しながら実現していくもの	～に努めます。 ～を進めます。	

# 序 章

## 序－1 紀の川市都市計画マスターplanの策定にあたって

近年、少子・高齢化や国際化、高度情報化など、わが国を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新しい時代への適切な対応が大きな課題となっています。このような中、打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の5町が合併し、『紀の川市』が平成17年11月7日に誕生しました。

このため、新たな市域を対象とした都市計画区域の見直しを行うとともに、市民に理解しやすい形で、長期的な視点に立ったまちの将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにすることが必要となっています。

紀の川市都市計画マスターplanは、都市計画法に基づき、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりに関する基本的な方針を示すものであり、本市の最上位計画の「紀の川市長期総合計画」や県が定める「都市計画区域マスターplan」などに即しつつ、社会経済情勢や市町村合併も含めた紀の川市の沿革にも配慮し、市民の皆様の意見を反映しながら作成したものです。

	行政区域	都市計画区域	
旧打田町	4,845ha	3,971ha	(打田都市計画区域)
旧粉河町	7,773ha	4,745ha	(粉河都市計画区域)
旧那賀町	2,812ha	2,812ha	(那賀都市計画区域)
旧桃山町	5,145ha	1,542ha	(桃山都市計画区域)
旧貴志川町	2,249ha	2,249ha	(貴志川都市計画区域)
計	22,824ha	15,319ha	

図 紀の川市の誕生（市町村合併）



## 序－2 紀の川市都市計画マスタープランの概要

### 1) 役割

紀の川市都市計画マスタープランは、長期総合計画を実現するための都市計画分野の計画であり、都市計画行政の行動指針となるものです。まちの将来像やその実現に向けたまちづくりの方針を定め、都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針とするほか、市民や行政などによるまちづくり活動の際の合意形成の拠り所となります。

### 2) 目標年次

紀の川市都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の将来を見据えたものですが、道路、公園や市街地の具体的な整備等については、長期総合計画の基本構想の計画期間（平成 20 ～29 年度）を考慮し、平成 29 年度における整備目標を示しています。

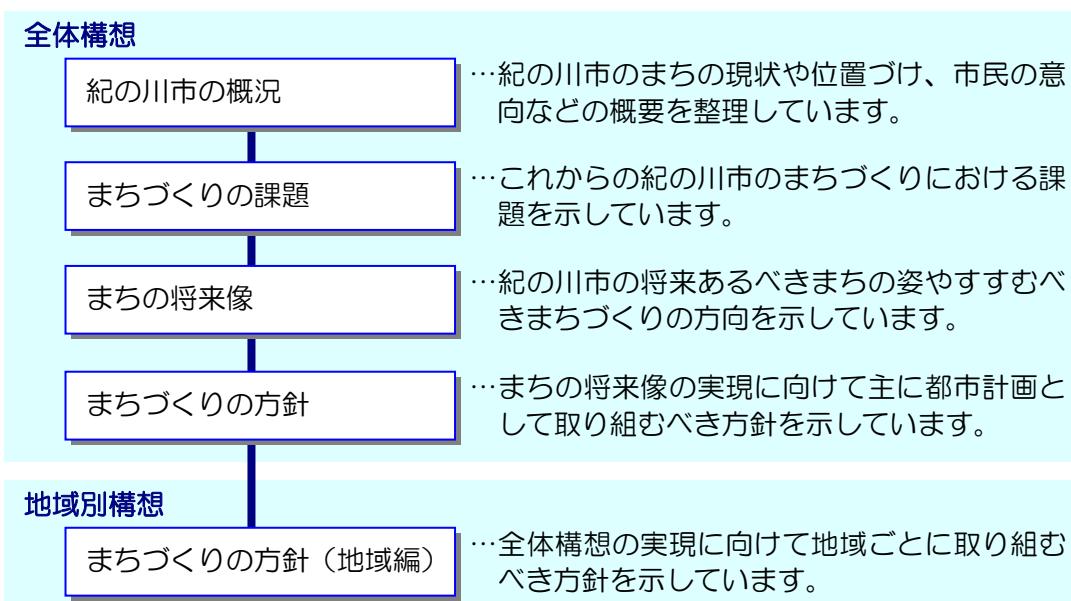
なお、概ね 10 年後もしくは社会経済情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

### 3) 対象区域

対象区域は、(仮称)紀の川都市計画区域を基本としていますが、全市的なまちづくりのあり方を検討する必要があるものについては、全市域を視野に入れたものとしています。

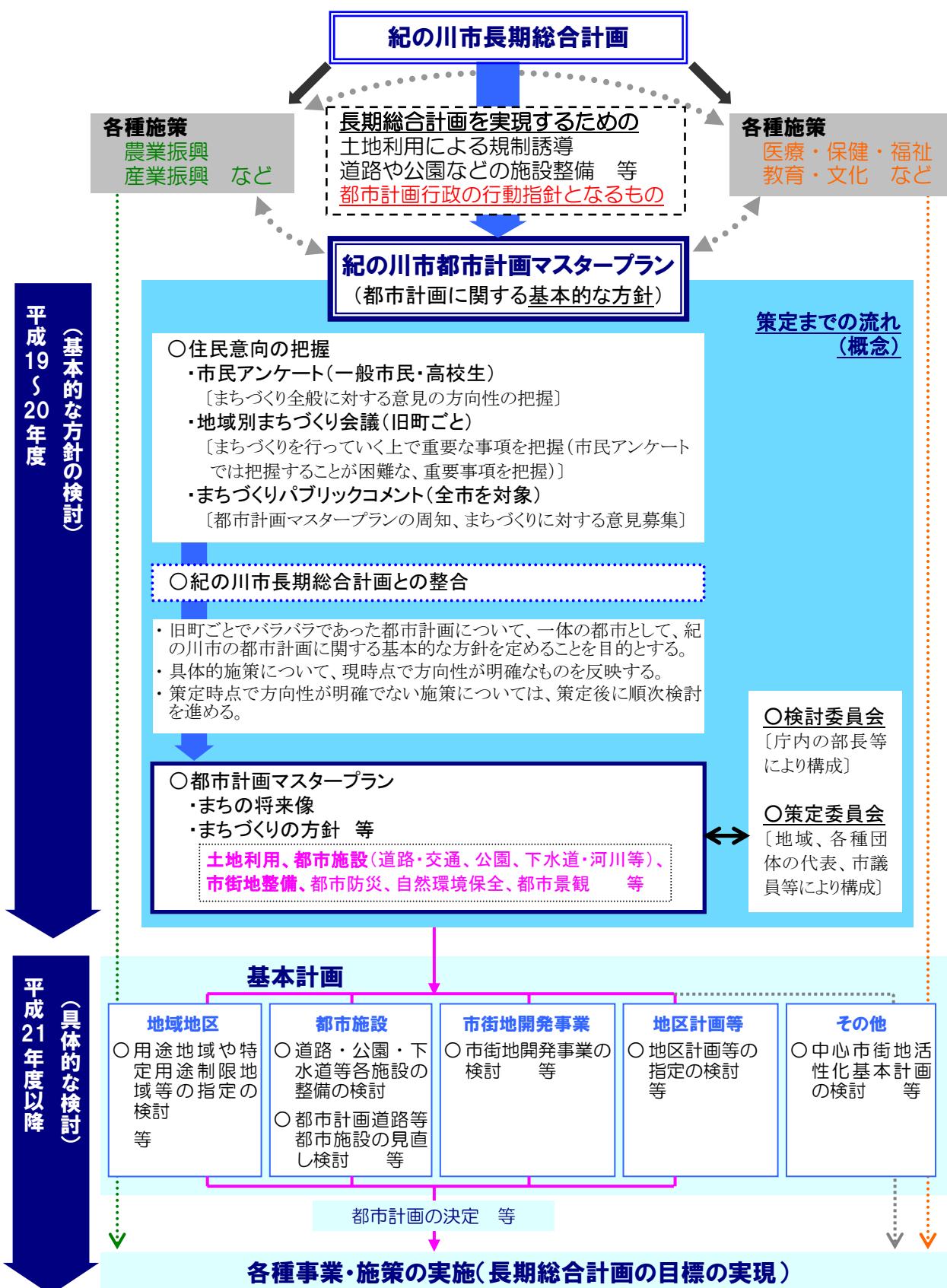
### 4) 計画の構成

紀の川市都市計画マスタープランの構成は、以下の通りです。



本計画は、紀の川市として初めての都市計画マスタープランであることから、旧 5 町の都市計画を 1 つにすることを念頭に置いた全体構想を中心としたものとしています。地域別構想については、概ねのまちづくりの方向付けとしての表現に留めており、今後、紀の川市としてのまちづくりの熟度に応じて具体化することとします。

●都市計画マスターplanの位置づけ及び策定までの流れ(概念)



## 第1章 紀の川市の概況

## 1-1 広域的な位置づけ

紀の川市は、和歌山県の北部に位置し、西は岩出市及び和歌山市に、東はかつらぎ町、南は紀美野町及び海南市にそれぞれ接しており、北は大阪府（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市）に接しています。

和歌山市へは約 20km、関西国際空港へは約 25km、大阪都心へは約 50km となっています。



### ●紀の川市の位置



## 1-2 自然的条件

### 1) 地形

本市の総面積は 228.24k m<sup>2</sup>で和歌山県の5%に該当します。

北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を東西に一級河川紀の川が貫流しています。また、南部からは、貴志川が紀の川に合流しています。市街地は、これらの河川や山地に挟まれた河岸段丘に帯状に形成されています。

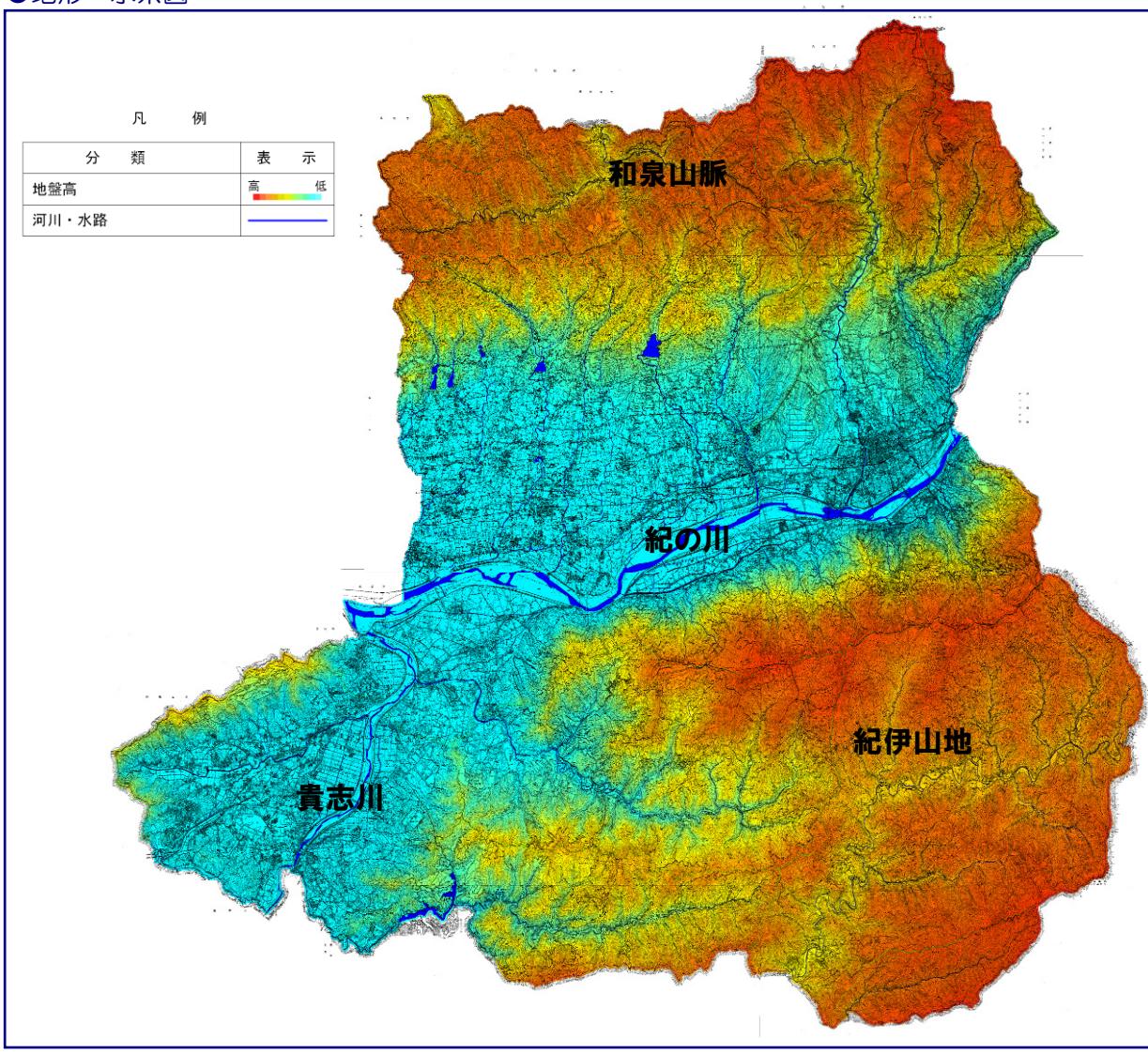
### 2) 気候・気象

気候は、瀬戸内海気候帯の内陸気候で、年間の平均気温は 15.1°C、降水量 1,191mm (いずれも平成 19 年) となっています。

### 3) 自然災害

近年、大規模な自然災害は発生していません。

#### ●地形・水系図



## 1-3 歴史的条件

紀の川市は、古くは奈良時代に紀伊国分寺が設置され、平安時代には高野山や摂関家の荘園として、また西国三十三番札所の1つとして知られる粉河寺を中心に栄えてきました。江戸時代になり、和歌山市から三重県を結ぶ大和街道が通じ、紀州藩の参勤交代や伊勢参りの交通路として、街道筋は大いに栄え、名手には、国の重要文化財に指定されている旧名手宿本陣が現在も残っています。また、平安・鎌倉時代を代表とする歌人である西行の生誕地、江戸後期に世界初の全身麻酔を施し乳がんの摘出手術に成功した医聖華岡青洲ゆかりの地でもあります。

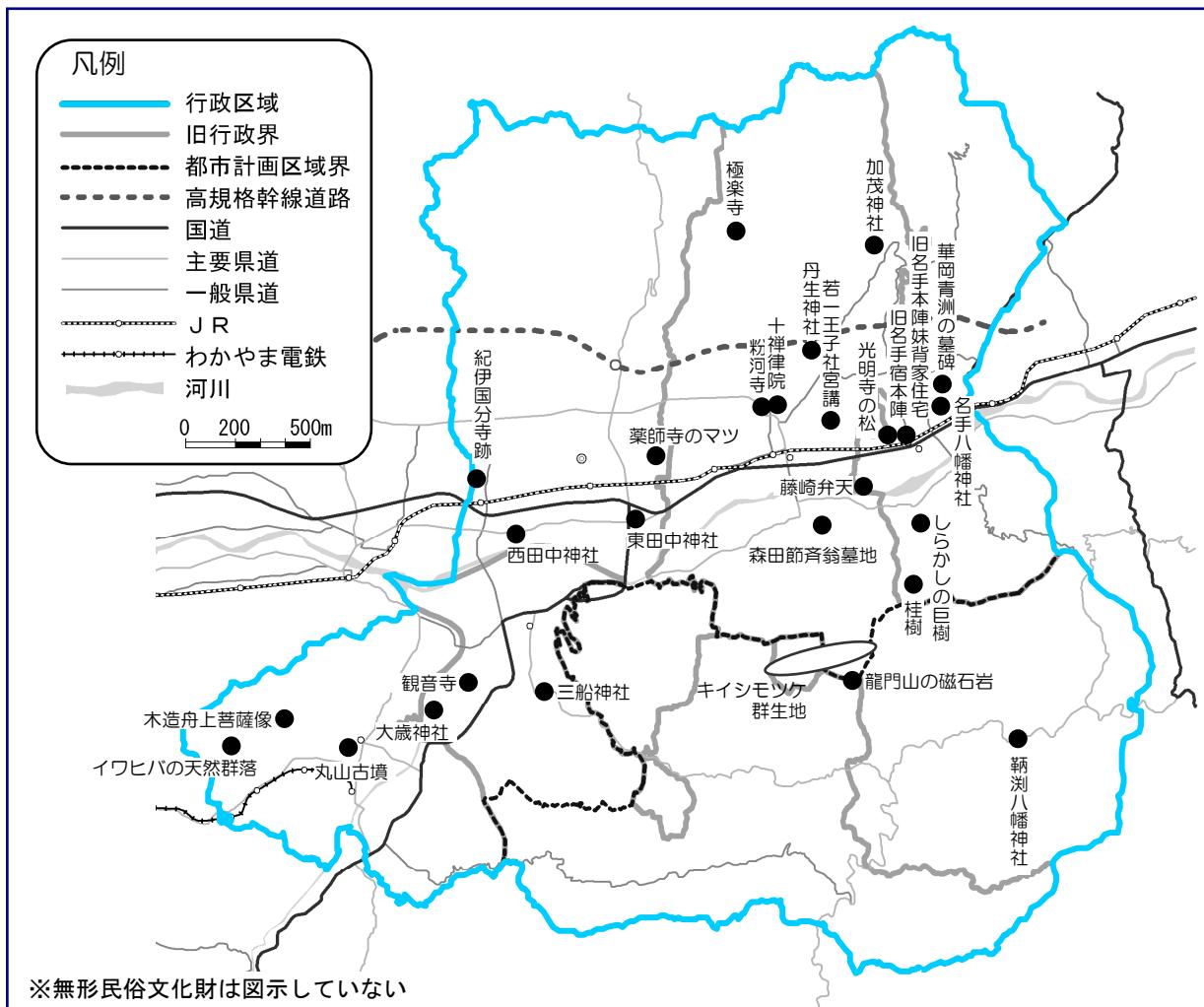
### ●指定文化財(国・県)

地域	種別	名称		備考
打田	国史跡	紀伊国分寺跡		
	県建造物	西田中神社	羊宮神社本殿 八幡神社本殿	
	県建造物	東田中神社	境内社旧竹房神社本殿	
	県天然記念物	薬師寺のマツ		
粉河	国宝 絵画	粉河寺	紙本著色粉河寺縁起 (しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ)	
	重文 建造物		本堂・大門・中門・千手堂	
	国名勝		庭園	
	県建造物		童男堂	
	県工芸品		大門橋高欄宝珠 11箇	
	重文 建造物	鞆淵八幡神社	本殿 附 棟札 8枚	
	重文 建造物		大日堂 附 厨子	
	国宝 工芸品		沃懸地螺鈿金銅装神輿 (いかげじらでんこんどうそうしんよ)	
	県彫刻		三神座像	
	県工芸品		木製椅子	
	重文 工芸品	丹生神社	金銅鳥頭太刀	
	重要有形民俗文化財	若一王子社宮講	名づけ帳・黒箱	
	県建造物	十津院	本堂・庫裡・護摩堂・塗上門	
	県彫刻	極樂寺	木造阿彌陀三尊坐像 3躯	
	県史跡	森田節斎翁墓地		
	県天然記念物	加茂神社の公孫樹		
	県天然記念物	龍門山の磁石岩		
	県天然記念物	キイシモツケ群生地		
	県無形民俗文化財	粉河祭		
那賀	国史跡	旧名手宿本陣		
	重文 建造物	旧名手本陣妹背家住宅 3棟		
	県建造物	名手八幡神社本殿3棟(丹生神社・八幡神社・天満神社)		
	県史跡	華岡青洲の墓碑		
	県天然記念物	光明寺の松		
	県名勝	藤崎弁天		
	県天然記念物	桂樹 2本		
	県天然記念物	しらかしの巨樹		
桃山	重文 建造物	三船神社	本殿・摂社丹生明神社本殿・ 摂社高野明神社本殿 附 棟札 8枚	
	県工芸品	大歳神社	梵鐘	
	県彫刻	觀音寺	木造聖觀音菩薩立像	
	県無形民俗文化財	妙法壇祇園太鼓		
	県無形民俗文化財	野田原の廻り阿弥陀		
貴志川	県史跡	丸山古墳		
	県彫刻	木造船菩薩像		
	県天然記念物	イワヒバの天然群落		

国・重文・重要有形民俗文化財=国指定文化財、県=県指定文化財

【資料：生涯学習課文化財係】

## ●指定文化財（国・県）の分布



紀伊国分寺跡



粉河寺大門



旧名手宿本陣

## 1-4 社会的条件

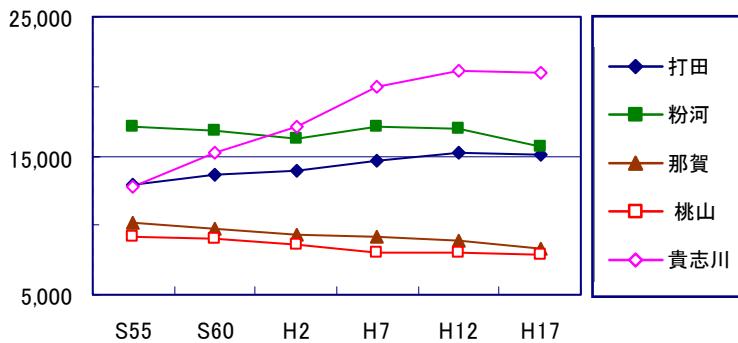
### 1) 人口及び世帯数

#### (1) 人口及び世帯数の推移

紀の川市の人口は、平成 17 年の国勢調査では、67,862 人で、近年減少がみられますが、昭和 55 年以降では増加傾向にあります。人口増加には、西部地域の貴志川と打田が寄与しており、粉河・那賀・桃山では減少傾向にあります。

平成 17 年の世帯数は 22,508 世帯で、増加傾向にあります。この傾向は、西部地域の貴志川・打田・桃山で顕著で、粉河・那賀では横ばいの状況になっています。平成 17 年の世帯構成人員は 3.02 人と減少し続けており、核家族化の傾向がうかがえます。

#### ●人口の推移（単位：人）



※下段は、昭和 55 年を 100 とした指数

【資料：各年国勢調査】

#### ●世帯の推移（単位：世帯）

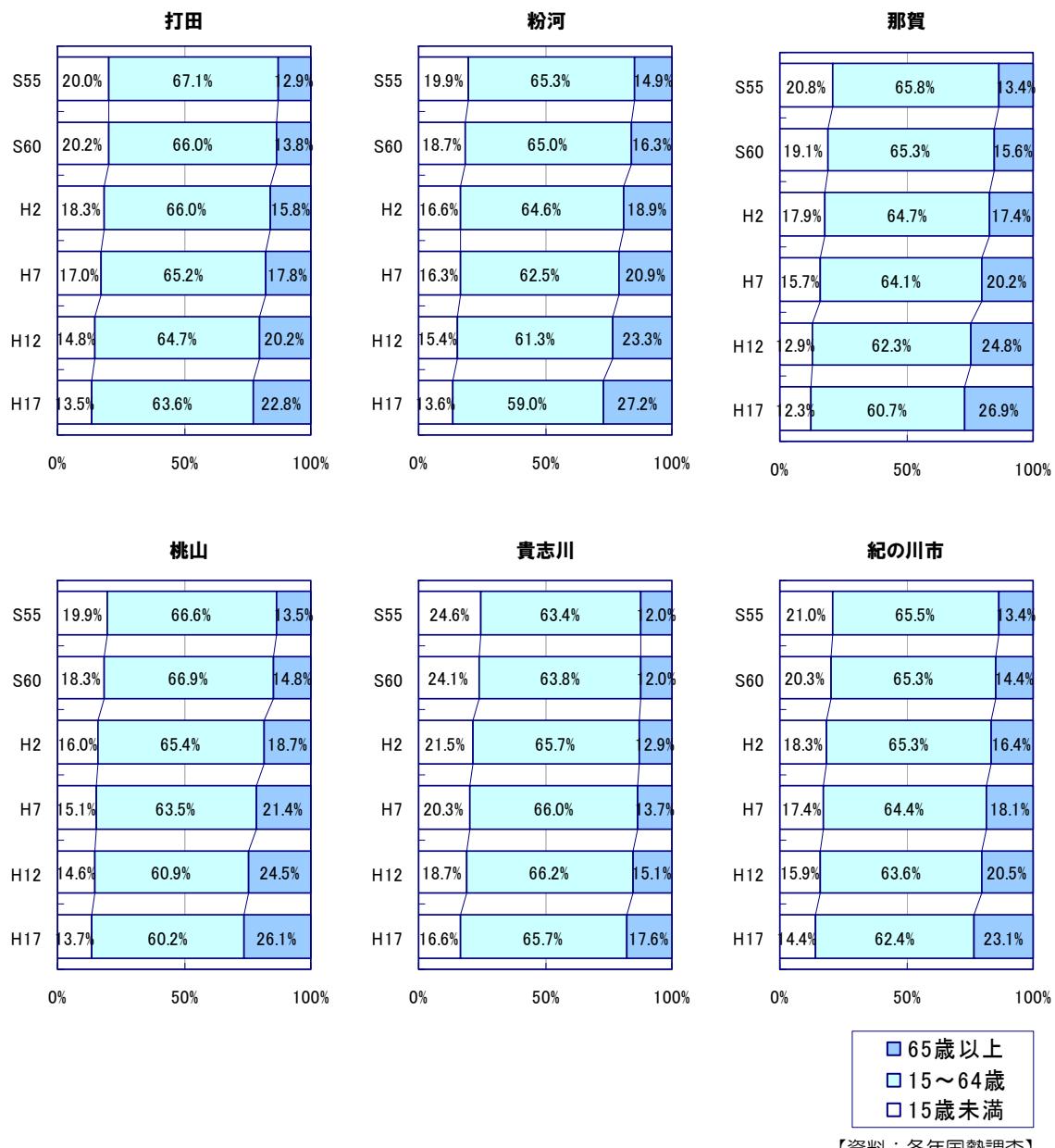
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
打田	人口	14,635	15,194	15,051
	世帯数	4,326	4,950	5,108
	人/世帯	3.38	3.07	2.95
粉河	人口	17,016	16,918	15,594
	世帯数	4,833	5,006	4,951
	人/世帯	3.52	3.38	3.15
那賀	人口	9,103	8,835	8,347
	世帯数	2,732	2,826	2,820
	人/世帯	3.33	3.13	2.96
桃山	人口	8,026	8,041	7,879
	世帯数	2,353	2,540	2,696
	人/世帯	3.41	3.17	2.92
貴志川	人口	20,022	21,079	20,991
	世帯数	5,929	6,634	6,933
	人/世帯	3.38	3.18	3.03
紀の川市 (合計)	人口	68,802	70,067	67,862
	世帯数	20,173	21,956	22,508
	人/世帯	3.41	3.19	3.02

【資料：各年国勢調査】

## (2) 人口構成比の推移

人口構成比の推移では、高齢者の割合が増加し続けており、平成17年では23.1%となっています。旧町ごとでは、特に、人口が減少傾向にある粉河・那賀・桃山において高齢者の割合が高くなっています。逆に、貴志川では高齢者の割合の増加は大きくありません。

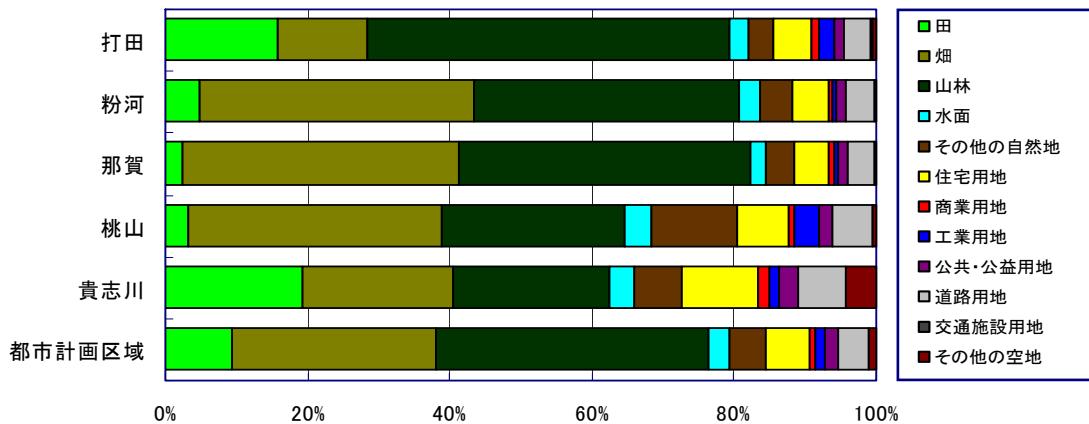
### ●年齢階層別人口構成比の推移



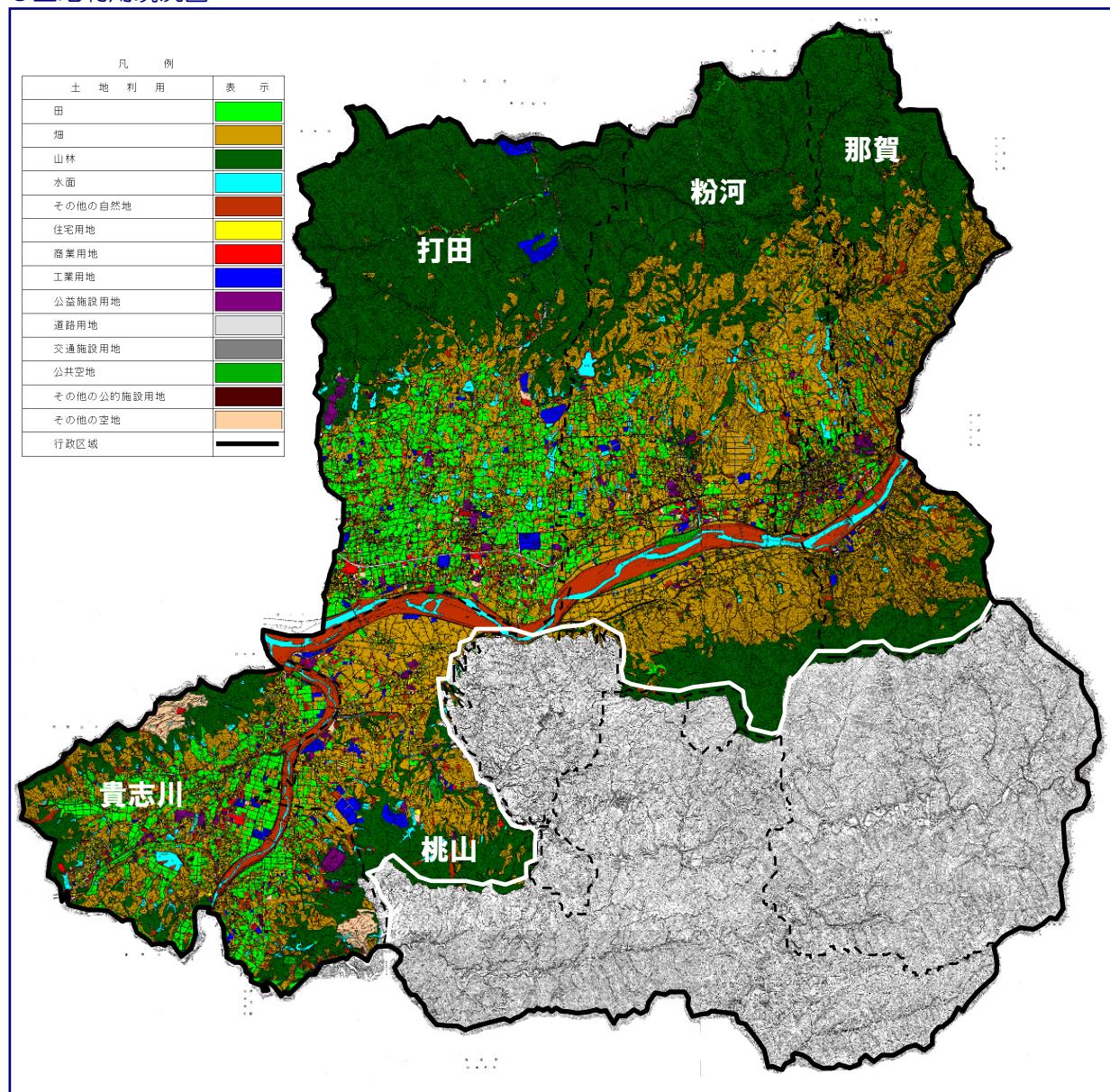
## 2) 土地利用

都市計画区域内の土地利用は、山林が38%、田畠が38%、これらを含めた自然的土地利用の合計が84%と都市計画区域の大半を占めています。

旧町ごとでは、貴志川町で住宅用地・商業用地の割合が他の町より多くなっており、桃山町・打田町では、工業用地の割合が多くなっています。



### ●土地利用現況図



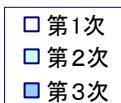
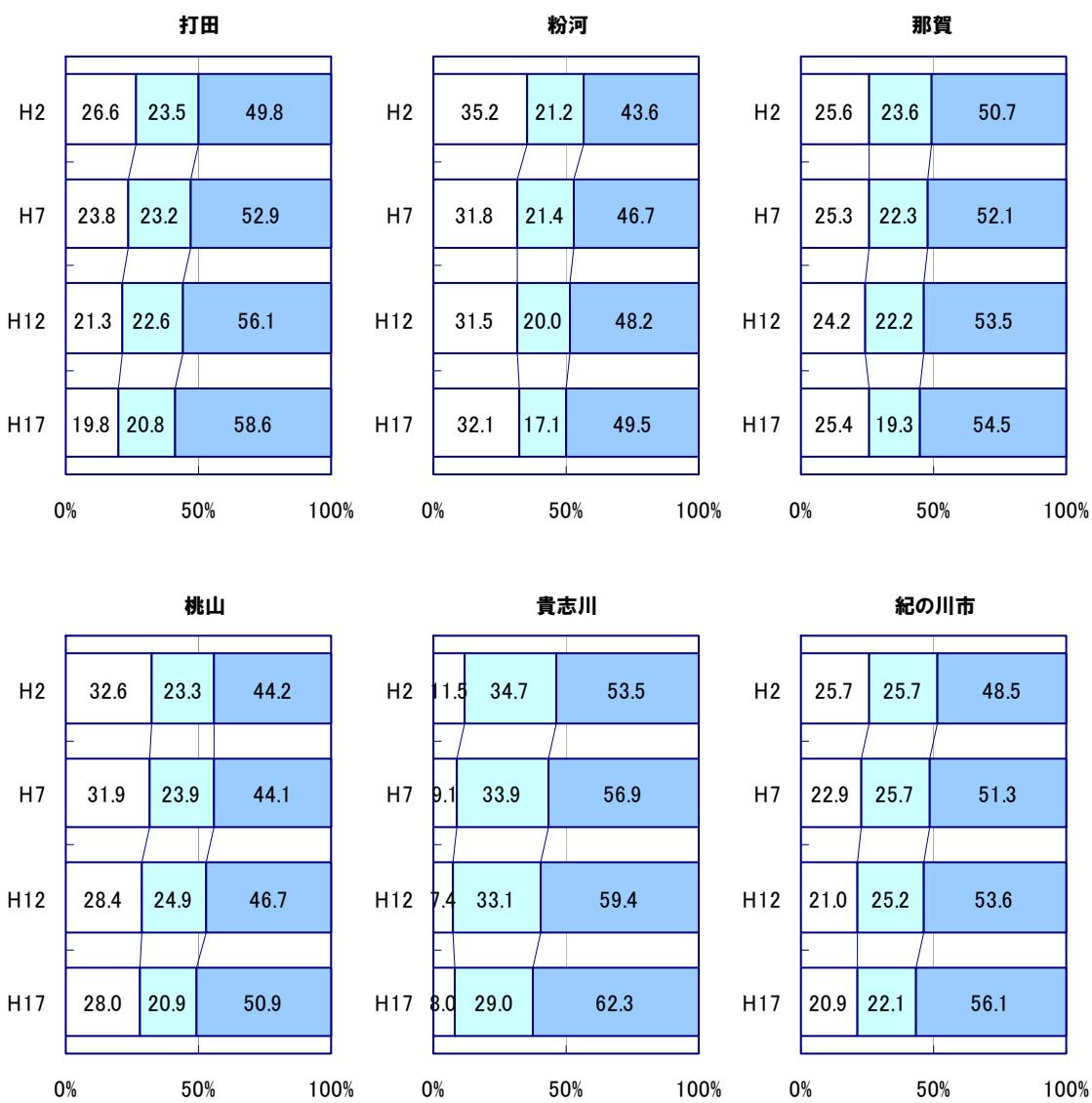
### 3) 産業

#### (1) 就業者数の割合

紀の川市の産業3部門別就業者数の割合は、第1次産業 20.9%、第2次産業 22.1%、第3次産業 56.1%となっています。近年の推移は、第3次産業が増加する一方、第1次産業・第2次産業は減少傾向にあります。

旧町ごとでは、第1次産業は粉河町・桃山町・那賀町で、第2次産業・第3次産業は貴志川町で、市全体の割合に比べ多くなっています。近年の推移では、何れの旧町においても第3次産業の割合が増加傾向であるのに対して、第2次産業は減少傾向にあります。第1次産業は、桃山町・打田町・貴志川町において減少しているなか、粉河町・那賀町では減少幅が小さくなっています。

#### ●産業3部門別就業者割合の推移（単位：%）



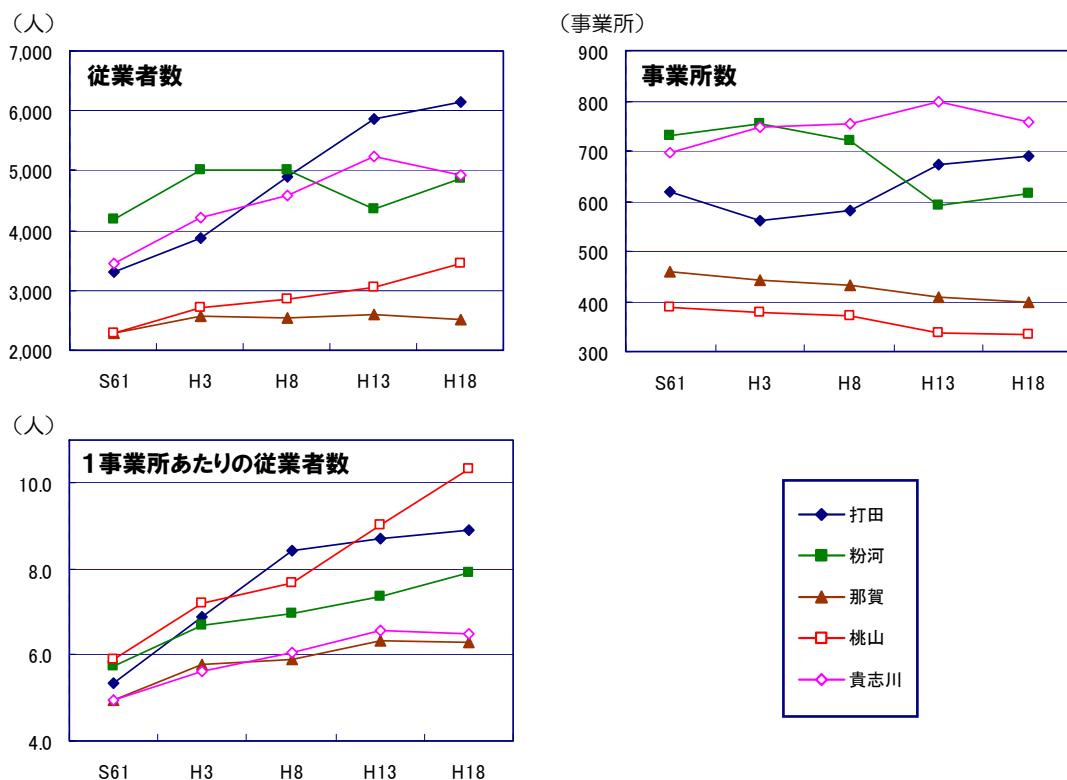
【資料：各年国勢調査】

## (2) 従業者数・事業所数の推移

紀の川市の従業者数や事業所数の推移は、従業者数が増加傾向、事業所数が減少傾向にあるため、1事業所あたりの従業者数は増加傾向にあります。

旧町ごとでは、従業者数は、打田町・貴志川町・桃山町での増加が多く、打田町では著しい増加となっています。事業所数は、貴志川町・打田町が増加傾向にあります。1事業所あたりの従業者数は、桃山町・打田町で多くなっています。

### ●従業者数及び事業所数の推移



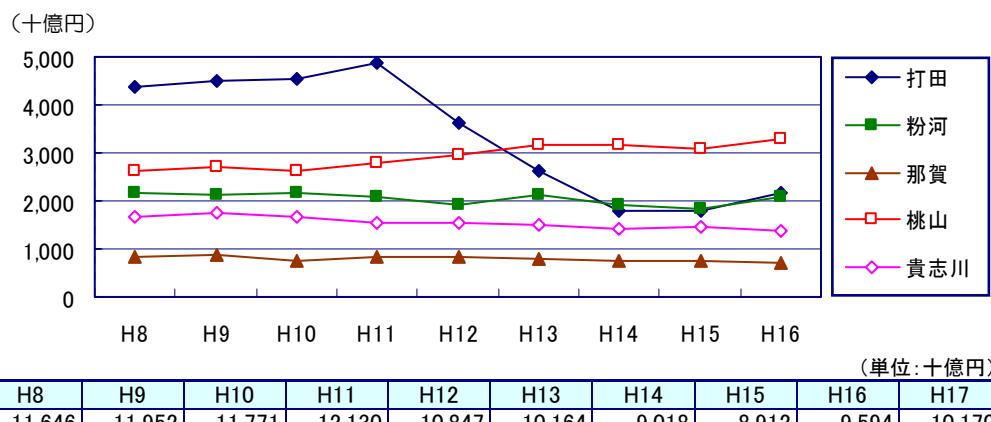
	昭和 61 年	平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年
従業者数(人)	紀の川市	15,505	18,380	19,877	21,096
	打田	3,311	3,861	4,899	5,860
	粉河	4,190	5,024	5,002	4,349
	那賀	2,273	2,556	2,542	2,589
	桃山	2,288	2,716	2,861	3,055
	貴志川	3,443	4,223	4,573	5,243
事業所数	紀の川市	2,892	2,880	2,857	2,809
	打田	620	560	580	672
	粉河	729	753	719	590
	那賀	461	441	432	409
	桃山	387	377	372	338
	貴志川	695	749	754	800
り 1 の事 従業者数 事業所あた たりの従業者数	紀の川市	5.4	6.4	7.0	7.5
	打田	5.3	6.9	8.4	8.7
	粉河	5.7	6.7	7.0	7.4
	那賀	4.9	5.8	5.9	6.3
	桃山	5.9	7.2	7.7	9.0
	貴志川	5.0	5.6	6.1	6.6

【資料：事業所統計調査報告（～平成3年）、事業所・企業統計調査報告（平成8年～）】

### (3) 工業出荷額の推移

工業出荷額の推移は、平成 11 年をピークに平成 15 年まで下がり続けましたが、近年は増加傾向にあります。旧町ごとでは、桃山町で増加傾向であるほか、打田町では大幅な減少傾向にあります。

#### ● 工業出荷額の推移



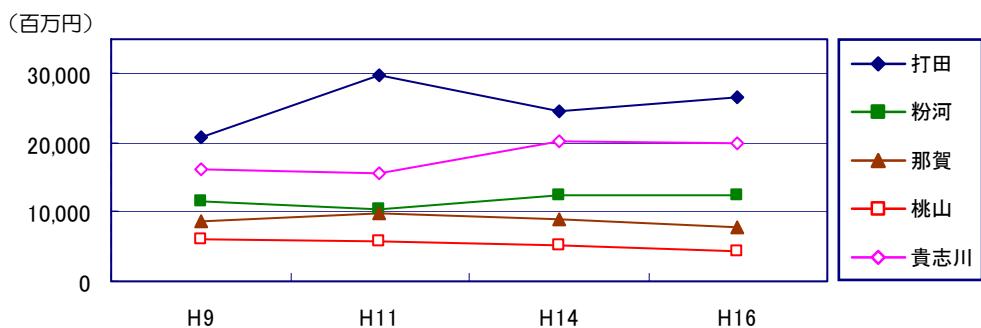
平成 12 年を 100 とした国内卸物価指数で補正した数値

【資料：工業統計調査】

### (4) 商品販売額の推移

商品販売額の推移は、平成 11 年からの変化はほとんどみられません。旧町ごとでは、打田町・貴志川町において増加傾向にあります。

#### ● 商品販売額の推移



平成 12 年を 100 とした消費者物価指数で補正した数値

【資料：商業統計調査】

## 4) 交通体系及び人の動き

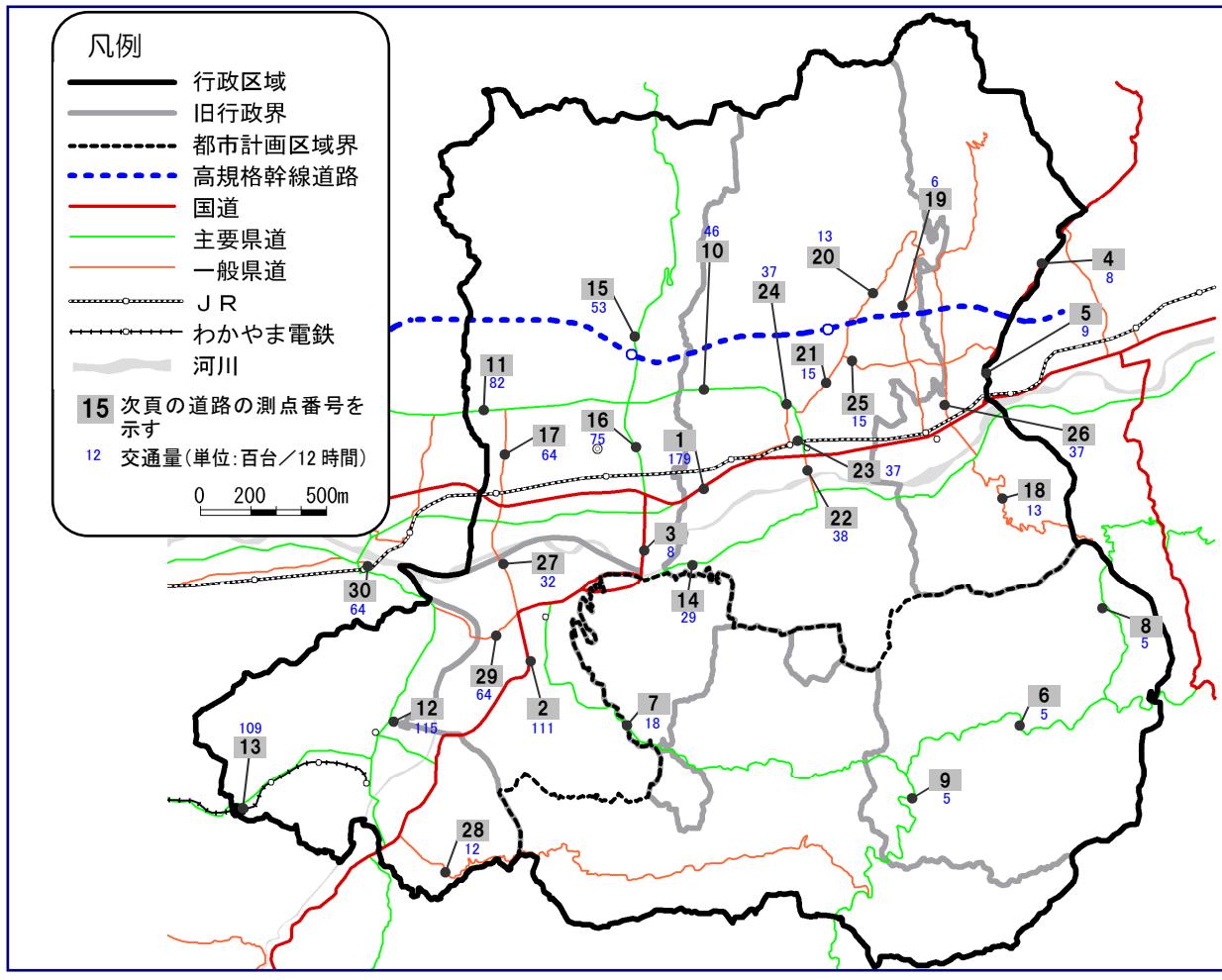
### (1) 交通網

道路は、和歌山市及び橋本市・奈良県方面を結ぶ国道24号が本市の中央部を東西方向に、海南市方面を結ぶ国道424号が南西方向に通っており、これらの路線が広域幹線道路としての役割を果たしています。また、高規格幹線道路として、和歌山市及び奈良・京都方面を結ぶ京奈和自動車道が計画されており、市内に2箇所のインターチェンジが設置されます。

主要な道路の交通量は、国道24号が最も多く約1.8万台／12時間（7時～19時）（以下同様）となっており、次いで、旧貴志川町から和歌山市や海南市方面を結ぶ主要県道岩出野上線（約1.2万台）、国道424号（約1.1万台）、主要県道和歌山橋本線（約1.1万台）となっています。

鉄道は、JR和歌山線が本市の中央を東西に通り、東を橋本市・奈良方面と結び、西を岩出市・和歌山市と結んでいます。1時間あたり3～5本の間隔で運行しており、市内には5つの駅があります。また、旧貴志川町には、JR和歌山駅を結ぶわかやま電鉄貴志川線があり、1時間に2～4本程度の間隔で運行しており、市内には4つの駅があります。

### ●交通体系図



### ●主要な道路の交通量

測点番号	路線名称	観測地点名	自動車類交通量(台)			
			平日		休日	
			24時間	12時間	24時間	12時間
1	一般国道24号	紀の川市長田	24,552	17,921	21,008	16,037
2	一般国道424号	紀の川市桃山町調月	13,511	11,164	12,643	10,067
3		紀の川市窪	1,045	864	1,276	1,091
4	一般国道480号	紀の川市平野	1,056	873	1,012	774
5		紀の川市穴伏	1,169	966	1,075	822
6	かつらぎ桃山線	紀の川市中鞆渕	759	571	683	530
7		紀の川市桃山町神田	2,518	1,893	2,273	1,765
8	高野口野上線	紀の川市上鞆渕	759	571	683	530
9		紀の川市下鞆渕	759	571	683	530
10	粉河加太線	紀の川市猪垣	6,377	4,689	4,603	3,412
11		紀の川市中三谷	11,250	8,272	7,030	5,347
12	岩出野上線	紀の川市貴志川町神戸	15,245	11,549	14,468	11,044
13	和歌山橋本線	紀の川市貴志川町長山	14,515	10,996	12,217	9,326
14		紀の川市遠方	3,944	2,988	4,069	3,107
15	泉佐野打田線	紀の川市重行	7,060	5,308	9,423	7,085
16		紀の川市打田	10,223	7,517	8,574	6,354
17	中三谷下井阪線	紀の川市東国分	8,802	6,425	7,620	5,646
18	上鞆淵那賀線	紀の川市横谷	1,895	1,383	1,283	997
19	西川原名手市場線	紀の川市野上	868	653	766	595
20	西川原粉河線	紀の川市上丹生谷	1,798	1,383	1,283	997
21		紀の川市粉河	2,088	1,524	1,101	855
22	荒見粉河線	紀の川市粉河	5,289	3,889	3,836	2,843
23		紀の川市粉河	5,079	3,707	2,817	2,185
24	粉河寺線	紀の川市粉河	5,079	3,707	2,817	2,185
25	粉河那賀線	紀の川市馬宿	1,981	1,524	1,101	855
26	中尾名手市場線	紀の川市西野山	4,930	3,707	2,817	2,185
27	桃山下井阪線	紀の川市桃山町段	4,211	3,239	5,262	3,899
28	垣内貴志川線	紀の川市貴志川町井ノ口	1,712	1,287	1,785	1,385
29	桃山丸栖線	紀の川市貴志川町丸栖	8,353	6,425	7,620	5,646
30	船戸停車場線	紀の川市貴志川町	8,802	6,425	7,620	5,646

※ 12時間:7時~19時、24時間:7時~翌日7時

【資料:H17 道路交通センサス】

### ●鉄道の乗車人員

JR和歌山線

H18年度

駅名	1日当り乗車人員計	うち定期	うち普通
下井阪	384	306	78
打田	595	454	141
紀伊長田	87	57	30
粉河	1,064	863	201
名手	583	442	141

【資料:JR西日本 和歌山支社】

わかやま電鉄貴志川線

H19年度

駅名	1日当り乗車人員 (降車を除く)	うち定期	うち普通
貴志駅	506	341	165
甘露寺前駅	259	191	68
西山口駅	215	141	74
大池遊園駅	110	68	42

※ 乗降調査を基に推定

【資料:わかやま電鉄】

## (2)バス

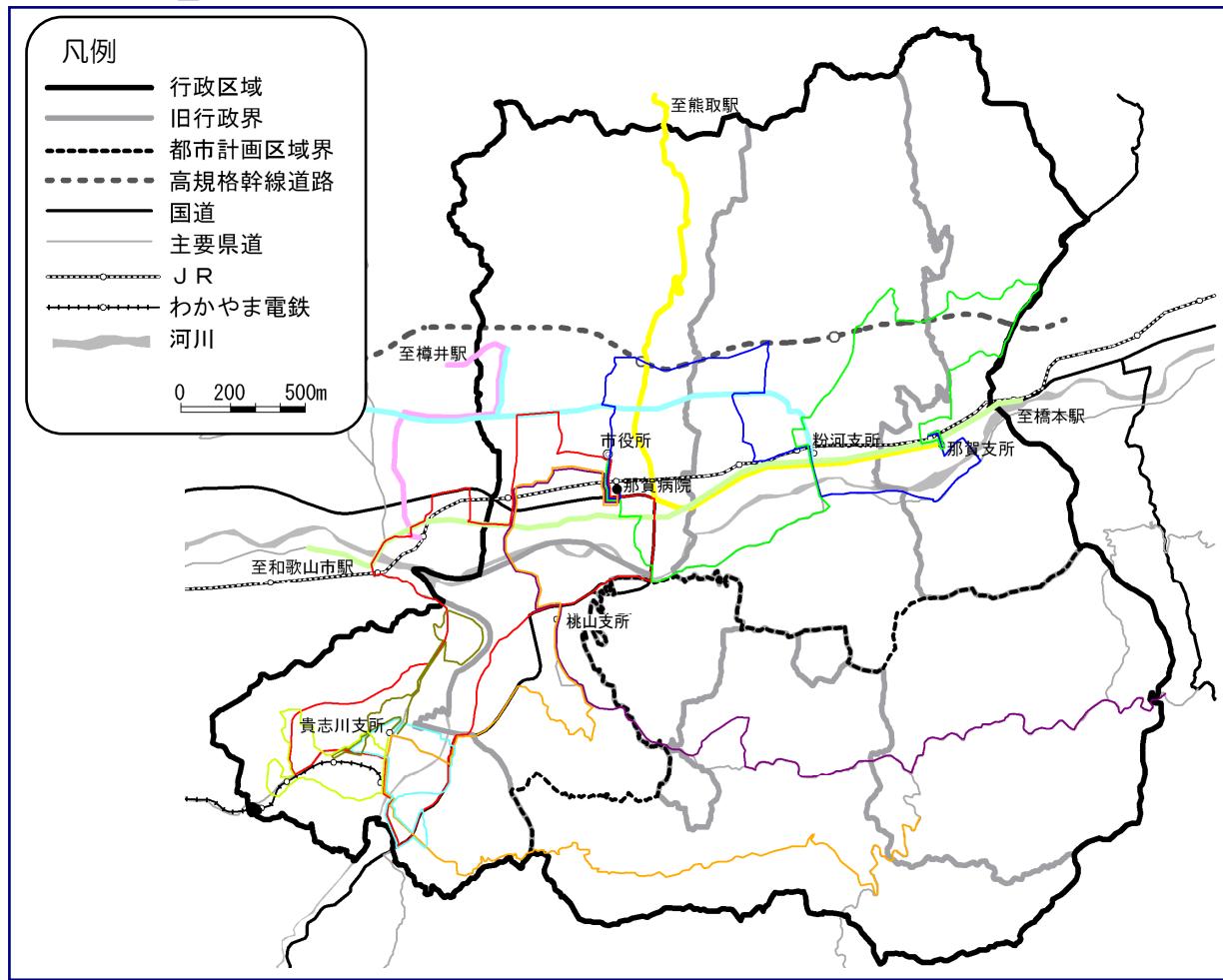
本市には、紀の川コミュニティバスと地域巡回バスが4路線・9コース、和歌山バス那賀路線が4路線、大十オレンジバスが1路線運行されています。

## ●バス路線及び便数等

路線名	コース名	便数	料金	運休日
紀の川コミュニティ バス	東回り	6便	150円 均一	1/1~1/3
	西回り	6便		
地域 巡回 バス	上名手竜門コース	6~10便	一乗車 100円	1/1~1/3 毎週日曜日
	打田麻生津コース	8便		
桃山路線	桃山鞆湊コース	7~10便	1/1~1/3 毎週日曜日	1/1~1/3
	細野貴志川コース	8便		
貴志川路線	東貴志コース	4便		1/1~1/3
	丸栖コース	4便		
	西貴志コース	4便		

路線名	便数	備考
和歌山バス那賀路線	橋本線	36便(往復) 粉河駅発の便数
	紀伊粉河線	15便 II
	粉河熊取線	16便 II
	岩出樽井線	4便 近畿大学経由
大十オレンジバス	2便	貴志駅～登山口

## ●バスルート図



### (3) 人の動き

紀の川市に居住して通勤・通学している人口は 38,088 人で、このうち紀の川市内に通勤・通学している人口は 22,035 人 (57.9%) となっています。

市外への通勤・通学では、県庁所在地である和歌山市へは 7,447 人（紀の川市から通勤・通学している人口のうち 19.6%）、岩出市へは 2,513 人（同 6.6%）となっています。一方、これらの市から紀の川市へ通勤・通学している人口は、和歌山市から 2,254 人（紀の川市へ通勤・通学している人口のうち 1.2%）と少なく、岩出市から 3,618 人（同 13.5%）とやや多くなっています。

これらから、市内での通勤・通学に加え、隣接する岩出市や県庁所在地である和歌山市との間で人の動きがやや多いことがうかがえます。

#### ● 通勤・通学している人口と割合

		従業・通学地											
		打田	粉河	那賀	桃山	貴志川	紀の川市計	和歌山市	岩出市	かつらぎ町	海南市	その他	総数
常住地	打田	4,068	449	94	200	155	4,966	1,442	761	166	89	1,116	8,540
		47.6%	5.3%	1.1%	2.3%	1.8%	58.1%	16.9%	8.9%	1.9%	1.0%	13.1%	100.0%
	粉河	407	5,255	217	124	109	6,112	1,026	477	239	75	1,071	9,000
		4.5%	58.4%	2.4%	1.4%	1.2%	67.9%	11.4%	5.3%	2.7%	0.8%	11.9%	100.0%
	那賀	179	430	2,355	63	58	3,085	554	251	285	29	625	4,829
		3.7%	8.9%	48.8%	1.3%	1.2%	63.9%	11.5%	5.2%	5.9%	0.6%	12.9%	100.0%
	桃山	185	127	33	2,303	231	2,879	772	322	45	86	356	4,460
		4.1%	2.8%	0.7%	51.6%	5.2%	64.6%	17.3%	7.2%	1.0%	1.9%	8.0%	100.0%
	貴志川	308	159	44	375	4,107	4,993	3,653	702	69	699	1,143	11,259
		2.7%	1.4%	0.4%	3.3%	36.5%	44.3%	32.4%	6.2%	0.6%	6.2%	10.2%	100.0%
紀の川市計		5,147	6,420	2,743	3,065	4,660	22,035	7,447	2,513	804	978	4,311	38,088
		13.5%	16.9%	7.2%	8.0%	12.2%	57.9%	19.6%	6.6%	2.1%	2.6%	11.3%	100.0%
和歌山市		699	334	205	385	631	2,254	162,597	2,257	220	3,573	16,647	187,548
		0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	1.2%	86.7%	1.2%	0.1%	1.9%	8.9%	100.0%
岩出市		1,679	775	169	473	522	3,618	7,561	10,491	342	335	4,357	26,704
		6.3%	2.9%	0.6%	1.8%	2.0%	13.5%	28.3%	39.3%	1.3%	1.3%	16.3%	100.0%

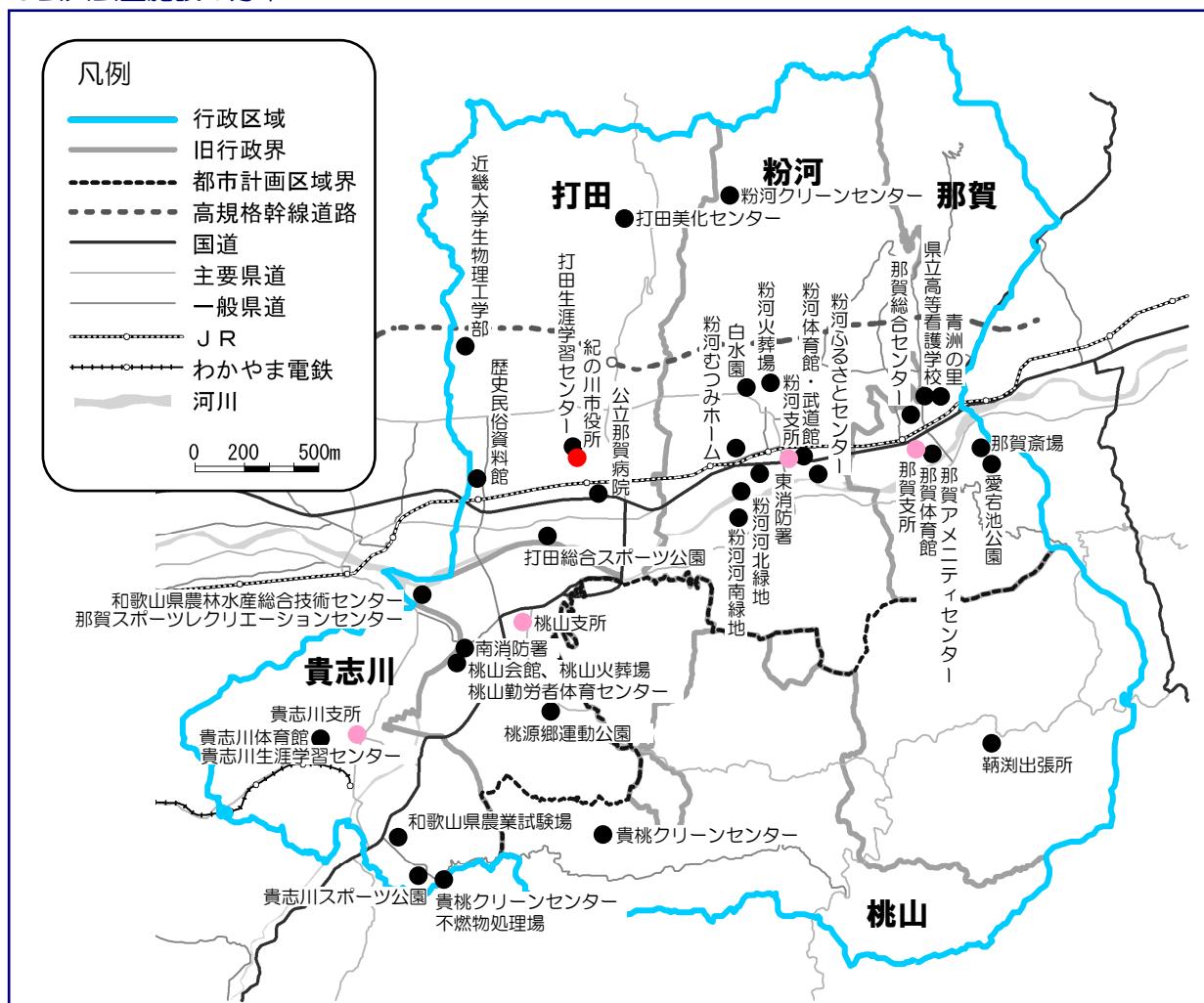
【H17 国勢調査】



## 5) 公共公益施設

本市の公共公益施設は、旧町ごとに、市役所もしくは支所、体育館及び図書館が立地しています。病院は、本市の中央部の国道 24 号沿いに一般病床 300 床の公立那賀病院が立地しています。和歌山県の施設としては、農林水産総合技術センター及び農業試験場が立地しています。

### ●公共公益施設の分布



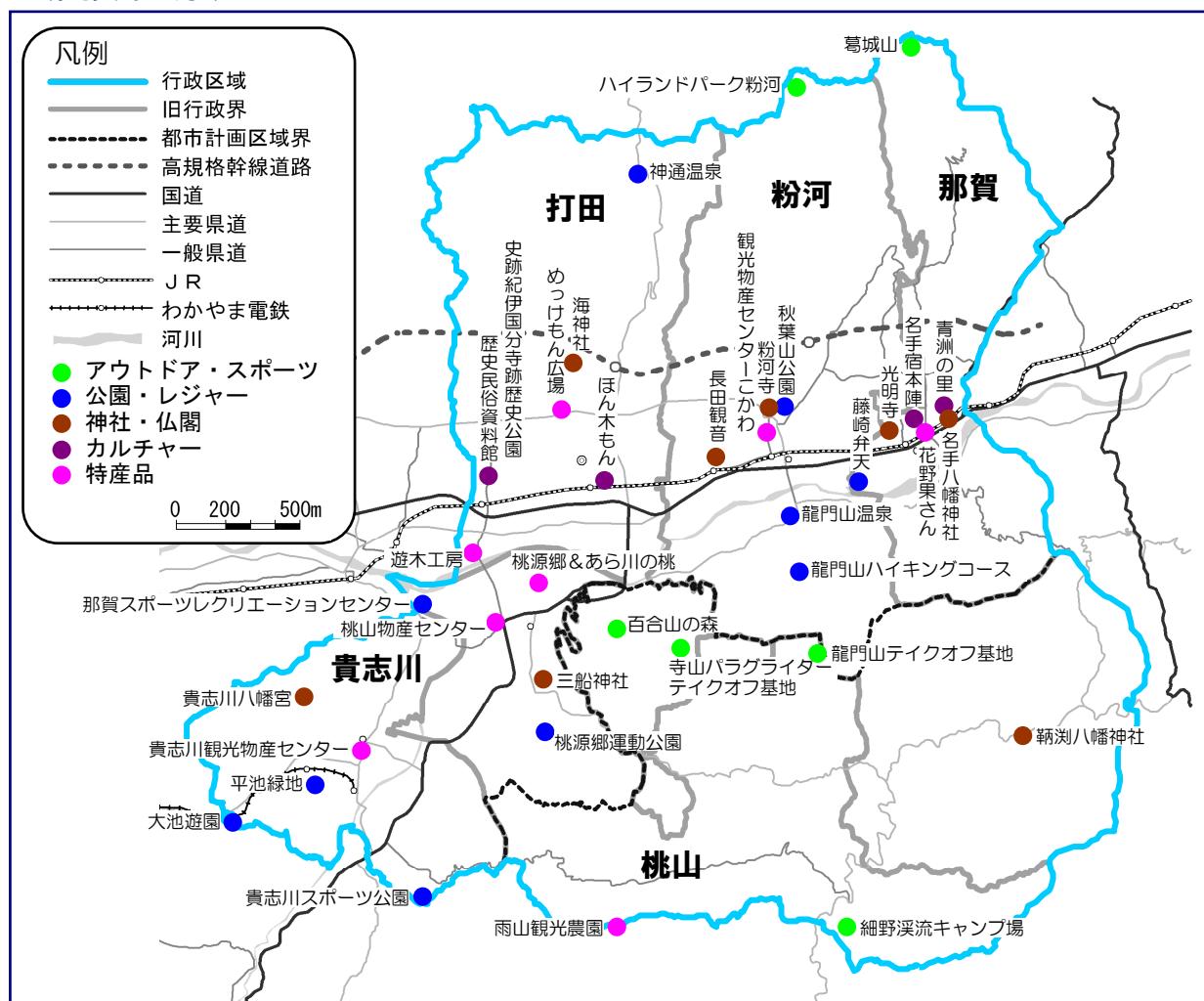
## 6) 観光資源

本市の観光資源としては、歴史のある神社や仏閣、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設及び農産物販売所等が、市街地部を中心に市域全域にわたって立地しています。

寺山や龍門山には、パラグライダー やハンググライダーといったスカイスポーツの関西最大級のテイクオフの基地を有しています。



### ●観光資源の分布



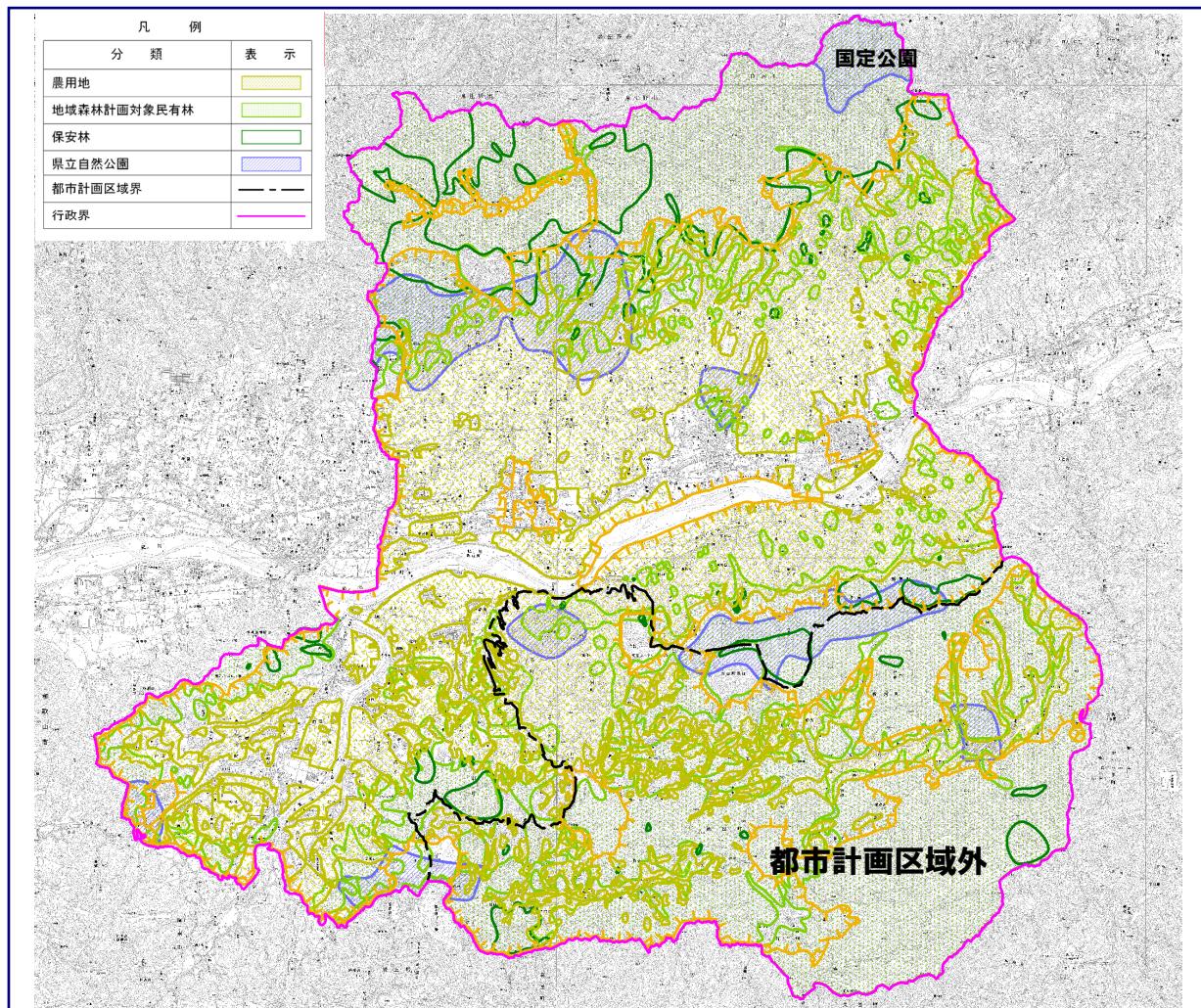
## 7) 土地利用規制

都市計画法による用途地域や地区計画といった土地利用規制ではなく、農用地区域や地域森林計画対象民有林、保安林によって土地利用が規制されています。

### ●土地利用規制の概要

項目	概要
農用地区域	市の定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた長期にわたって保全すべき農用地で、農地の転用等を制限する区域 (根拠法: 農業振興地域の整備に関する法律)
地域森林計画対象民有林	森林の保続培養と森林生産力の増進を図るために指定された民有林で、開発行為等を制限する区域 (根拠法: 森林法)
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、開発行為等を制限する区域 (根拠法: 森林法)
自然公園 (国定・県立)	優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう指定された公園で、開発行為等を制限する区域 (根拠法: 自然公園法)

### ●土地利用規制図



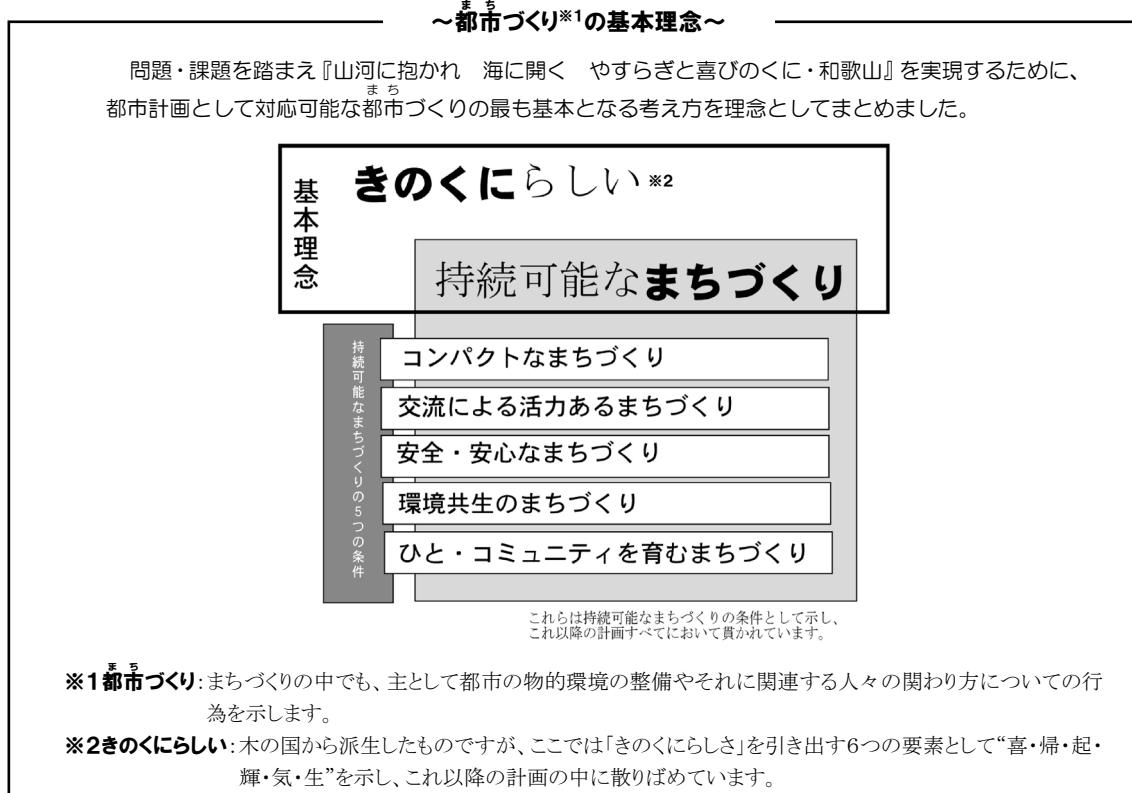
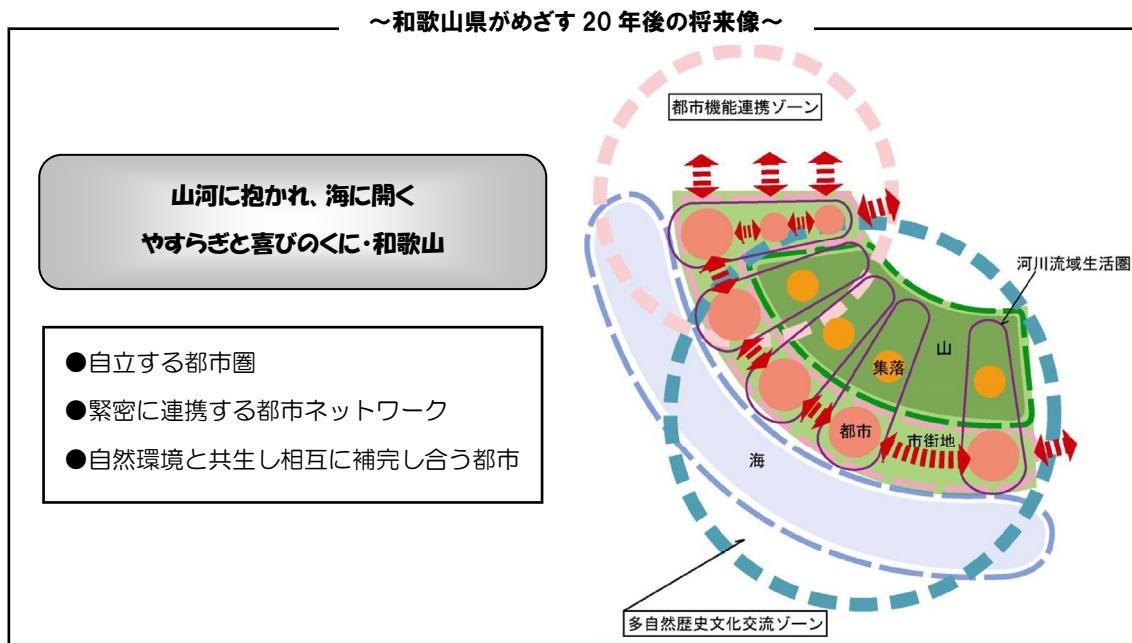
## 1-5 上位計画による位置づけ

### 1) 和歌山県都市計画マスタープラン

対象区域：和歌山県

策定時期：平成 16 年

目標年次：20 年後（2025 年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね 10 年後（2015 年）の整備目標を示す。

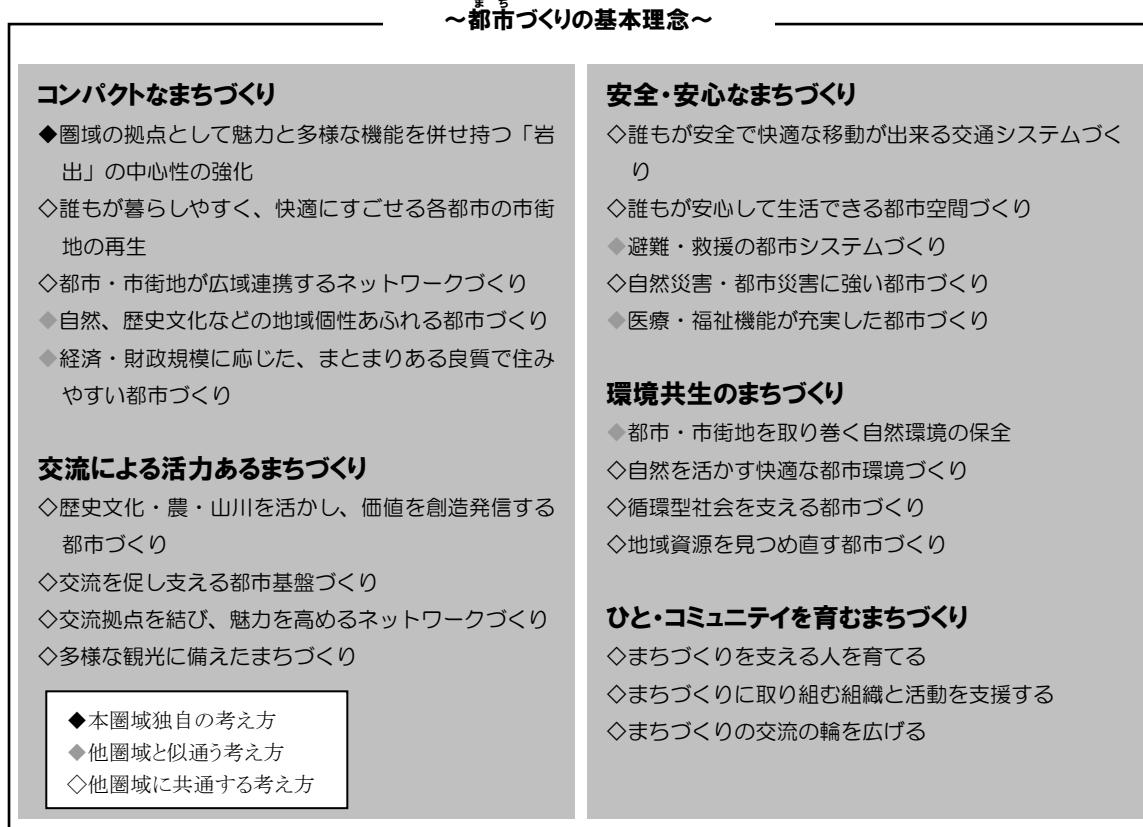
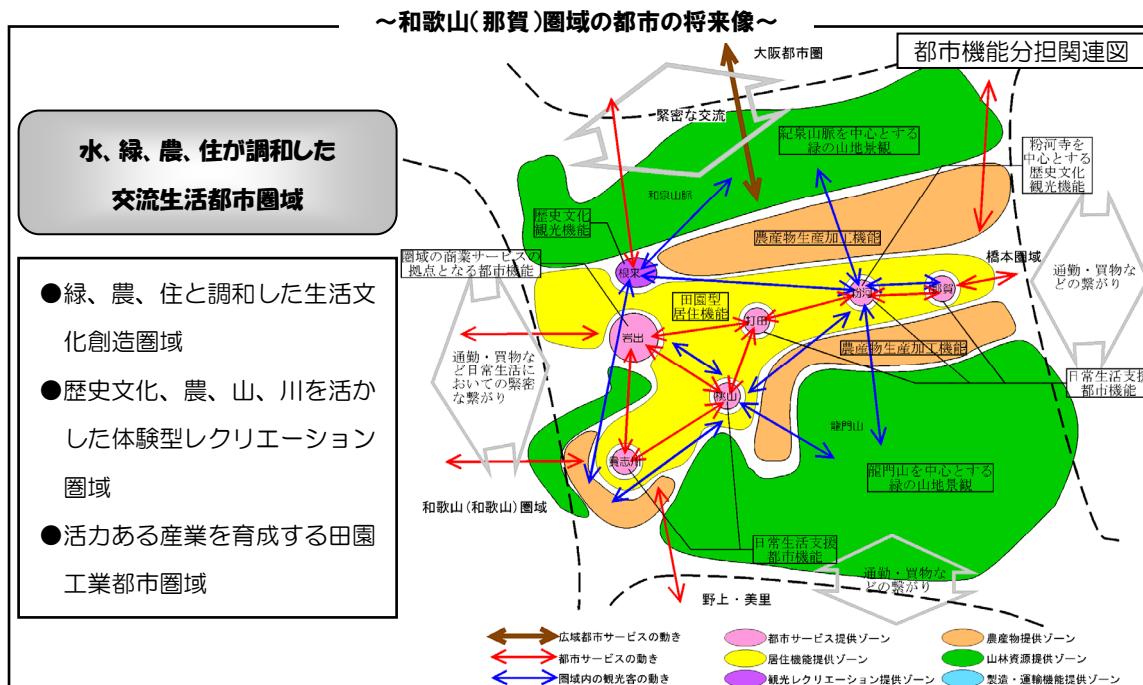


## 2) 和歌山(那賀)圏域都市計画マスタープラン

対象区域：那賀圏域（旧打田町・旧粉河町・旧那賀町・旧桃山村・旧貴志川町・旧岩出町）

策定時期：平成 16 年

目標年次：20 年後（2025 年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等  
の概ね 10 年後（2015 年）の整備目標を示す。



### 3) 紀の川市長期総合計画

対象区域：紀の川市

策定時期：平成 20 年 3 月

目標年次：平成 20 年度～29 年度（前期基本計画は平成 20 年度～24 年度）

#### 将来像

#### 『いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市』

#### 政策目標1.【協働】ともに参加し行動するまち

施策目標1-1 市民と市が力を合わせたまちづくりや市民主体の活動と交流を行っている  
《協働・市民交流》

施策目標1-2 だれもが災害や犯罪の不安がなく、協力し合って安全に安心して暮らしている  
《防災・防犯》

#### 政策目標2.【人づくり】すこやかで感性豊かな人が育つまち

施策目標2-1 みんなでたすけあい、安心して心豊かに健康に心がけて暮らしている  
《医療・保健・福祉》

施策目標2-2 お互いの人権を尊重しあい、ふるさとを愛し、感謝の気持ちを大切にし、  
いきいきと輝いている 《教育・文化》

#### 政策目標3.【基盤づくり】快適で活気があるまち

施策目標3-1 道路・交通や住環境などが整い、日常生活が便利で快適である 《都市基盤》

施策目標3-2 農業や地域産業に活気があり、生きがいをもって働いている  
《農業・産業振興》

#### 政策目標4.【環境づくり】環境にやさしいまち

施策目標4-1 環境にやさしい暮らし方をし、きれいなまちで生活している 《生活環境》

施策目標4-2 豊かな自然を守り、自然とのふれあいを大切にしている 《自然環境》

#### 政策目標5.【行財政】健全な行財政運営をするまち

施策目標5-1 効率的で健全な行財政運営を行っている 《行財政運営》

施策目標5-2 市民にわかりやすい開かれた市民サービスを行っている 《市民サービス》

## 1-6 都市計画の状況

都市計画区域は、南東部の山地部を除く範囲一帯に指定されており、市街化区域や市街化調整区域を指定しない非線引き都市計画区域です。

都市施設として、道路、公園・緑地、下水道、供給処理施設、火葬場といった都市施設が計画されています。

用途地域や地区計画等の土地利用及び市街地開発事業に関する都市計画はありません。

本市の都市計画決定の状況等を以下に示します。

### 土地利用

都市名	都市計画区域名	線引き	用途指定	屋根不燃区域 (建築基準法22条)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	道路斜線	隣地斜線
紀の川市	打田	×	×	全域	70	200	1.5	2.5
	粉河	×	×	×	70	200	1.5	2.5
	那賀	×	×	名手市場 名手西野 穴伏	70	200	1.5	2.5
	桃山	×	×	×	60	200	1.25	1.25
	貴志川	×	×	×	70	200	1.5	2.5

### 道路

都市名	都市計画区域名	計画延長(km)								改良済延長(km)					概成済延長(km)					改良率(%)		
		自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路		計(a)		自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	計	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路		
		線路数	延長	線路数	延長	線路数	延長	線路数	延長	線路数	延長	0	1.99	0	0	1.99	0	3.45	0	0	3.45	
紀の川市	打田	2	4.65	6	14.84	0	0	0	0	8	19.49	0	1.99	0	0	1.99	0	3.45	0	0	3.45	10.2
	粉河	1	4.86	16	23.45	0	0	1	0.05	18	28.36	0	0.99	0	0.05	1.04	0	1.09	0	0	1.09	3.7
	那賀	1	1.79	11	14.84	0	0	0	0	12	16.63	0	1.52	0	0	1.52	0	1.14	0	0	1.14	9.1
	桃山									0	0					0				0		
	貴志川									0	0					0				0		
計		4	11.3	33	53.13	0	0	1	0.05	38	64.48	0	4.50	0	0.05	4.55	0	5.68	0	0	5.68	7.1

※特殊街路：もっぱら歩行者の交通の用に供するための道路

### 駅前広場

都市名	都市計画区域名	駅名	鉄道名	駅前広場面積		計画決定年月日	都市計画道路名			
				計画(m <sup>2</sup> )	併用(m <sup>2</sup> )					
紀の川市	打田	打田駅	JR和歌山線	3,432	1,400	H 6.11.22	3.4.2 駅前線			
		紀伊長田駅	JR和歌山線	1,600	240	S38. 9. 3	3.6.7 長田線			
	粉河	粉河駅	JR和歌山線	440	0	H 6.11.22	3.5.5 松井石町線			
		粉河駅	JR和歌山線	2,400	2,400	H 6.11.22	3.5.2 粉河駅南口線			
	那賀	名手駅	JR和歌山線	1,145	1,145	S36. 3. 31	3.6.8 名手駅前穴伏線			
	桃山	-								
	貴志川	-								

## 公園・緑地

都市名	個別 都市計画 区域名	合計		住区基幹公園				都市基幹公園				特殊公園				緩衝緑地		緑地		緑道		墓園				
				街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		歴史公園		その他								
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
計画	紀の川市	打田	3	0.64	3	0.64																				
		粉河	3	11.86			1	2.96																	2	8.9
		那賀	3	4.39	2	0.27			1	4.12																
		桃山	1	9.9					1	9.9																
		貴志川	1	13																				1	13	
	計		11	39.79	5	0.91	1	2.96	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	21.9	0	0
供用	紀の川市	打田	3	0.64	3	0.64																				
		粉河	3	11.86			1	2.96																	2	8.9
		那賀	3	4.39	2	0.27			1	4.12																
		桃山	1	4					1	4																
		貴志川	1	13																				1	13	
	計		11	33.89	5	0.91	1	2.96	2	8.12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	21.9	0	0
供	紀の川市	打田	100%	100%	100%	100%																				
		粉河	100%	100%			100%	100%																100%	100%	
		那賀	100%	100%	100%	100%			100%	100%																
		桃山	100%	40%					100%	40%														100%	100%	
		貴志川	100%	100%																				100%	100%	
	計		100%	85%	100%	100%	100%	100%	58%															100%	100%	

※街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※地区公園：主として徒步圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※緑地：主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地

## 都市下水路

都市名	都市計画 区域名	計画決定名称	計画決定			都市計画法事業認可		
			決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	年月日	期間	延長 (m)
紀の川市	打田	古和田下水路	S60.12.27 町告示第 991 号	27.00	1,260	S61. 6.26	S61. 6.26 ~ S63. 3.31	1,260
	粉河	本町下水路	S38. 9. 3 建告示第 2276 号	32.00	692	S38. 9. 3	S38. 9. 3 ~ S46. 3.1	692
	那賀	-						
	桃山	-						
	貴志川	-						
計				59.00	1,952			1,952

## その他

都市名	都市計画 区域名	計画決定名称	位置	面積(ha)	施設能力	決定年月日
紀の川市	打田	打田町環境美化センター	東山田	約 1.1	15t／日	S47. 7.17 町告示第 8 の 1 号
	粉河	粉河町塵芥焼却場	中津川	約 0.7	20t／日	S47. 6.18 町告示第 7 号
	那賀	那賀町アメニティセンター	名手西野	約 0.4	20t／日	H 4.11.26 町告示第 83 号
		那賀町斎場	北涌・麻生津中	約 0.3	火葬炉 2 基	H10. 8.14 町告示第 70 号
	桃山	-				
貴志川	-	-				

## 市街地開発事業

- 市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）指定なし

## 1-7 住民意向

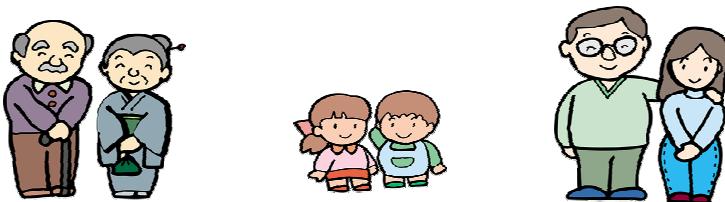
### 1) 調査概要

#### (1) 市民アンケート

- ・調査対象：紀の川市内在住の20歳以上の市民を無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査時期：平成19年12月21日～平成20年1月7日
- ・設問数：14問（自由回答含む）
- ・回収率：35.8%（配布数：2000票、回収票716票）

#### (2) 高校生アンケート

- ・調査対象：紀の川市内高校に通学する高校生
- ・調査方法：学校での配布・回収
- ・調査時期：平成20年1月下旬
- ・設問数：8問（自由回答含む）
- ・回収率：100%（配布数445票、回収票445票）



## 2) 結果概要

良いところ	: 自然環境・歴史・伝統が豊かで、日常生活が便利で、人情味がある。 高校生では、農林業が盛んであるという意見がある。
悪いところ	: まちの魅力が乏しく、商業に活気が無く、交通の便が悪い。
将来イメージ	: 豊かな自然を大切にし、日常生活が便利で、交通の便の良いまち。 さらに、市民全般では、保健・医療・福祉の充実。高校生では、防災に対する安心感のあるまちを望んでいる。
取り組んでほしい施策	: 医療・福祉・育児環境の充実、生活道路や下水道の整備、公共交通の充実、防災対策、企業の誘致、自然環境の保全、若い世代向けの住宅の供給、余暇の活動場所の充実

### 【市民アンケート】

#### 市の良いところ

- ・**自然環境**が豊かである
- ・**歴史や伝統**が豊かで個性がある
- ・買い物など**日常生活**が便利である
- ・人情味があり**コミュニティ**が充実している

#### 市の悪いところ

- ・まちの**魅力**に乏しく、個性がない
- ・**商業**が停滞し活力がない
- ・通勤・通学など**交通の便**が悪い

#### 市の将来イメージ

- ・**保健・医療・福祉**の充実したまち
- ・**豊かな自然環境**を大切にするまち
- ・買い物など**日常生活が便利**なまち
- ・通勤・通学など**交通の便**のよいまち

#### 将来市で取り組んでほしいと思う施策

- ・**医療施設・医療体制**の充実
- ・高齢者福祉、その他**福祉の充実**
- ・**生活道路**の整備
- ・**下水道**の整備
- ・鉄道・バスなど**公共交通**の充実
- ・地震・洪水などの**災害対策**
- ・**自然環境の保全**
- ・**企業の誘致**
- ・**子育て支援**、保育・幼児教育の充実

#### 今後開催する「まちづくり会議」への参加意向

- ・参加意向のある方は、50%程度

#### 自由意見

- ・まちづくり全般（個性的なまちへ、住民参加、地域の活性化、用途地域の指定等）
- ・道路・歩道整備（国道を結ぶ南北道路の整備、安全に通学できる歩道整備等）
- ・企業・工場・大学等誘致（雇用や地域への賑わいを創出する企業や大型店の誘致等）

### 【高校生アンケート】

#### 市の良いところ

- ・**自然環境**が豊かである
- ・**歴史や伝統**が豊かで個性がある
- ・**農林業**が盛んで活力がある
- ・買い物など**日常生活**が便利である
- ・人情味があり**コミュニティ**が充実している

#### 市の将来イメージ

- ・**豊かな自然環境**を大切にするまち
- ・買い物など**日常生活が便利**なまち
- ・通勤・通学など**交通の便**のよいまち
- ・地震・洪水などの**防災に対する安心感**があるまち

#### 若い世代がまちに定住していくためには、何が必要か

- ・店舗・事務所・工場などの誘致をすすめ、**働く場所**を増やす
- ・道路や公共交通機関を充実させるなど、**交通の利便性を高める**
- ・若い世代向けの良質な**住宅**を多く**供給**する
- ・観光・レクリエーション施設を充実させるなど、**余暇の活動場所**を増やす

#### 自由意見

- ・商業振興・娯楽施設等（楽しめる店を増やし少し都会化してほしい等）
- ・自然・環境・景観（自然豊かな緑のまちに、自然を残す等）

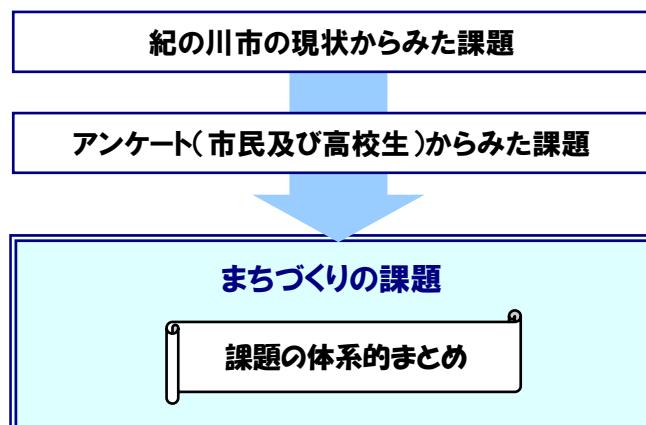
## 第2章 まちづくりの課題

### 2-1 まちづくりの課題設定に向けて

#### 1) 基本的な考え方

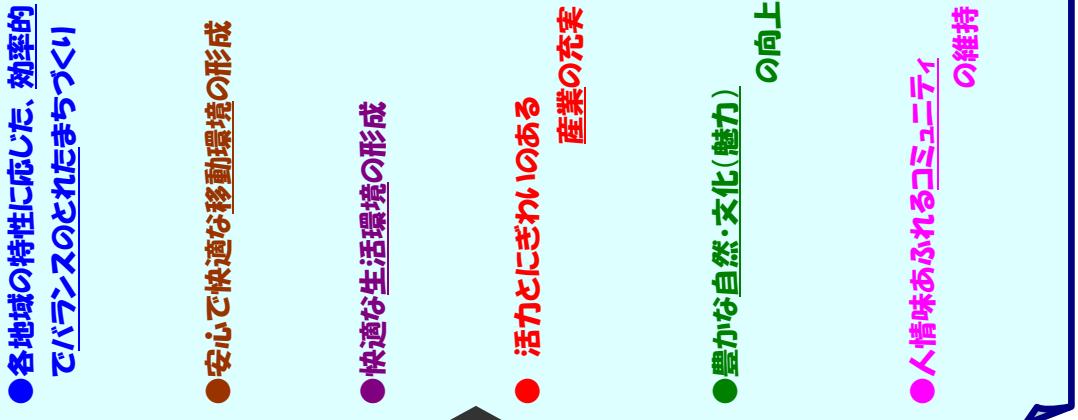
まちづくりの課題の設定にあたり、紀の川市の現状から課題を抽出し、さらに、市民及び高校生アンケートより得られた意見からまちづくりの課題を整理します。

また、ここで得られた課題を体系的に整理します。



## 2-2 まちづくりの課題

項目	紀の川市の現況からみた課題	アンケートからみた課題	まちづくりの課題
都市計画	これまで、旧町ごとで不統一であった都市計画の取組を1つの都市として揃えることが必要。	—	これまで、旧町ごとで不統一であつた都市計画の取組を1つの都市として揃えることが必要。
位置	和歌山市や大阪府に隣接し、関西国際空港にも近く、今後、京奈和自動車道が開通するといった、広域的立地条件の活用	—	和歌山市や大阪府に隣接し、関西国際空港にも近く、今後、京奈和自動車道が開通するといった、広域的立地条件の活用
自然	紀の川や平地を取り囲む山など、豊かな自然の保全・活用	豊かな自然環境の保全・活用	紀の川や平地を取り囲む山など、豊かな自然の保全・活用
歴史	・粉河寺・旧名木陣などの史跡、医聖華岡青洲ゆかりの地等	・豊かな歴史や伝統の活用	・豊かな歴史や伝統の活用
人口・世帯	将来の人口減少や超高齢社会への対応 ・人口が増加傾向にある西部地域でのまちづくりの対応	—	将来の人口減少や超高齢社会への対応 ・人口が増加傾向にある西部地域でのまちづくりの対応
土地利用	地域の大半を占める豊かな自然や田畠などとの調和 ・市街化の進む西部地域での土地利用規制方策の検討	メリハリのある土地利用規制	地域の大半を占める豊かな自然や田畠などとの調和 ・市街化の進む西部地域での土地利用規制方策の検討 メリハリのある土地利用規制
公共公益施設	・旧町ごとに立地する各種施設の有効活用	・生活道路の整備 ・歩行者・自転車に対する道路の安全性の向上 ・身近な公園や子供の遊び場の整備 ・下水道の整備	・旧町ごとに立地する各種施設の有効活用 ・生活道路の整備 ・歩行者・自転車に対する道路の安全性の向上 ・身近な公園や子供の遊び場の整備 ・下水道の整備
交通	・鉄道・コミュニティバス等公共交通の有効活用	・運動・通学などの交通の利便性の向上 ・鉄道・バス等公共交通の充実	・鉄道・バス等の公共交通等の充実による、交通利便性の向上
産業	・第3次産業従業者が多く事業所が増加傾向にある西部地域でのまちづくりの対応 ・第1次産業の多い東部地域での地域資源の活用	・停滯し活力のない商業の活性化 ・企業の誘致 ・農林業の有効活用	・停滯し活力のない商業の活性化 ・企業の誘致 ・農林業の有効活用
観光・レクリエーション	・歴史・農産物等地域資源を活かした觀光施設の有効活用	・余暇の活動場所の充実 ・自然環境を活かして施設整備	・歴史・自然・農産物等地域資源を活かした觀光施設の有効活用 ・余暇の活動場所の充実
保健・医療・福祉・子育て	—	・保健・医療（施設・体制）・福祉（高齢者・その他の）の充実 ・子育て支援・保育・幼児教育の充実	・保健・医療（施設・体制）・福祉（高齢者・その他の）の充実 ・子育て支援・保育・幼児教育の充実
生活環境	—	・日常生活の買い物など更なる利便性の向上 ・若い世代向けの住宅の供給	・日常生活の買い物など更なる利便性の向上 ・若い世代向けの住宅の供給
災害	—	・地震・洪水などの災害対策	・地震・洪水などの災害対策
個性・景観	・京奈和自動車道開通によって向上するアクセス性の活用及び国道24号の通過交通の減少を見据えた地域の魅力向上	・個性的で魅力のあるまちの創出 ・水・緑など自然と調和が図られた景観づくり	・個性的で魅力のあるまちの創出 ・水・緑など自然と調和が図られた景観づくり
コミュニティ	—	・人情味のあるコミュニティの維持 ・住民等のまちづくりへの参画	・人情味のあるコミュニティの維持 ・住民等のまちづくりへの参画





## 第3章 まちの将来像

### 3-1 紀の川市の将来像(長期総合計画を踏襲)

紀の川市の『都市の将来像』、『将来人口』、『土地利用構想』は長期総合計画を踏襲したものとします。

#### ●都市の将来像

本市は、長年にわたって各地域で培われてきた自然環境、伝統、文化、そして産業といった地域固有の資源が多数あり、合併により一層充実した豊富な魅力ある資源を有することになりました。さらに、それらの貴重な地域資源を培ってきた人と人、人と地域の多様な出会いが生まれ、新たな交流の輪が広がりつつあります。

本市の恵まれた自然環境や文化資源を通じて、人と人とのつながりを大切にしながら、誰もが安心して夢や生きがいをもちながら、いきいきと暮らし続けられるような都市を目指すとともに、市民と行政が互いに連携し、地域のことは地域で考えるという基本姿勢にたった力強い地域力に満ちたまちづくりを進めていくために、都市の将来像を次のとおり定めます。

『いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市』

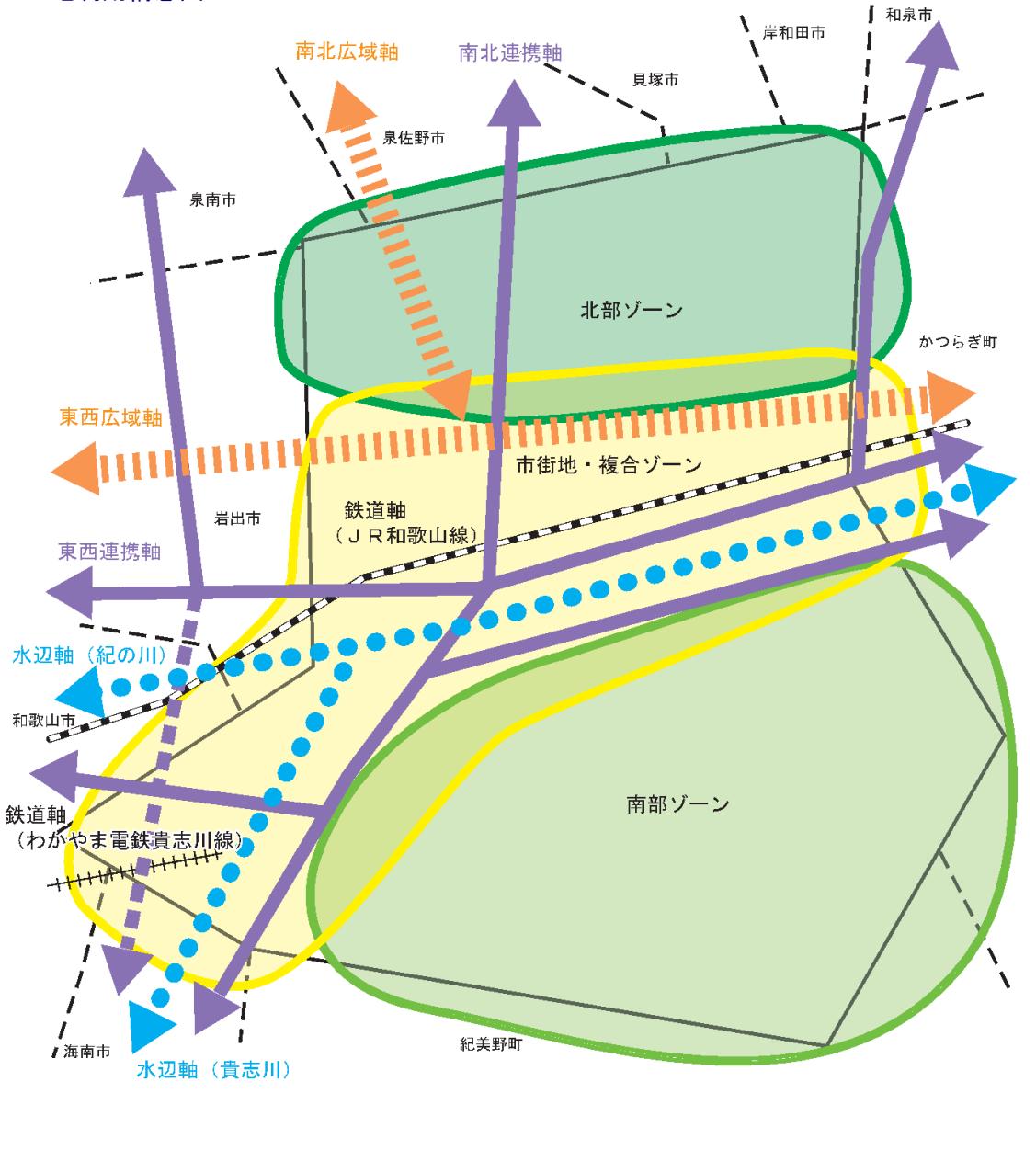
#### ●将来人口

目標人口 : 70,000人(2017年(平成29年))

[ ] は、長期総合計画からの引用部分を示しています。

## ● 土地利用構想

土地利用構想図



ゾーン	北部ゾーン	和泉山脈の南斜面を望む森林一帯を、緑豊かな自然の保全とふれあいを図るべきゾーンとして位置づけます。森林の育成管理や治山・治水を進め、自然保全機能を高めるとともに、森林の観光レクリエーション機能を高めていきます。
	市街地・複合ゾーン	和泉山脈のおおむね山ろく部から紀の川を南北に、貴志川を東西に挟む地域を市街地・複合ゾーンとして位置づけます。国道24号や国道424号沿道を中心に行政・文化・商業等の機能が集積する秩序ある良好な市街地を形成するとともに、農業生産地としての基盤整備と集落生活環境整備を進め、市街地と農地が共存する環境を高めていきます。 また、整備予定の京奈和自動車道インターチェンジの広域高速交通機能の利便性を活かしながら、既存の果実・園芸農業や工業等地場産業における広域交流機能を強化し、新たな産業、観光農園、観光レクリエーション等が複合した機能を高めていきます。
	南部ゾーン	紀の川以南の紀伊山地の森林及び点在する山間集落一帯を、緑豊かな自然の保全とふれあいを図るべきゾーンとして位置づけます。森林の育成管理をし、山間集落の定住維持を支援し、森林の自然環境の保全や美しい景観形成に配慮しながら、自然学習や余暇空間としての森林の観光レクリエーション機能を高めていきます。
都市軸	東西広域軸	和歌山県、奈良県、京都府をつなぐ府県間の広域的な交流・連携を担う軸として整備予定の高規格幹線道路の京奈和自動車道を位置づけます。京奈和自動車道インターチェンジと市内の主要幹線道路や京阪神方面へのアクセスを強化し、広域高速交通機能の利便性を高めていきます。
	南北広域軸	京奈和自動車道の打田ICから関西国際空港を結ぶ南北軸として、(仮称)紀の川関空連絡道路(高規格幹線道路)を位置づけ、整備を強く推進します。
	東西連携軸	都市間の広域的な交流・連携を担う東西軸として、国道24号と県道和歌山橋本線を位置づけます。 市内各地域の市街地、主要拠点を結び、本市の道路ネットワークの骨格をなす東西道路としての交通利便性を高めていきます。
	南北連携軸	大阪方面、関西国際空港方面と連絡する広域的な交流・連携を担う南北軸として、国道424号と府県道泉佐野打田線を位置づけます。北部の打田、南部の貴志川、桃山の市街地及び海南市を結び、本市の道路ネットワークの骨格をなす南北道路としての交通利便性を高めています。 また、国道480号や府県道泉佐野岩出線の南伸道路についても南北の府県間道路として機能を果たすため、整備を働きかけます。
	鉄道軸	本市の地域づくりと広域的な交流・連携を担う生活路線として重要な役割を果たしているJR和歌山線とわかやま電鉄貴志川線の活性化を支援するとともに、市民の利用を促進します。
	水辺軸	市内の水辺軸として、紀の川及び貴志川の河川を位置づけます。市内を流れる中小河川や農業用排水路、ため池等とのネットワークにより、水と緑のうるおいある環境を形成し、水辺の自然とふれあい、憩えるアメニティ機能を、安全にも配慮しながら高めていきます。

### 3-2 まちづくりの方向性

これまでに示した『まちづくりの課題』や『紀の川市の将来像（長期総合計画）』を踏まえて、まちづくりの方向性を整理します。

本市は、和歌山県北部に位置し、県都和歌山市や関西国際空港に近く、和歌山方面を結ぶ国道24号やJR和歌山線が本市中央部を通り、今後は京奈和自動車道が開通予定であるなど立地ポテンシャルの高い都市といえます。さらに、桃や苺などの豊富な農産物、粉河寺や国分寺跡などの豊かな歴史、粉河ハイランドパークやスカイスポーツのテイクオフ基地、旧町ごとに形成された文化・体育施設などの地域資源も豊富に有しており、これらの地域資源を有効に活用したまちづくりと、これらの資源が織り成す風景美の保全が望まれています。

今後の紀の川市の持続可能な発展を支えるために、子育て世帯等の将来を担う人達が定住できる環境の形成、地域産業の活性化、コミュニティの維持が求められています。さらに、近年では、地球温暖化等の環境問題や超高齢社会に対応するため、コンパクトな市街地の形成が求められています。

本市の市街地は、旧町（地域）ごとの旧来からの中心地を中心に形成されていることから、これらの課題に対応したまちづくりを地域ごとに推進することで、各地域の発展に繋げていくものとします。さらに、これら各地域の連携によって、市域全体の発展に繋げていくものとします。

以上より、都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本理念」を、『自然や歴史などの地域資源を活かした各地域の発展と地域の連携による紀の川のまちづくり』とします。

#### まちづくりの基本理念

『自然や歴史などの地域資源を活かした各地域の発展と  
地域の連携による紀の川のまちづくり』

また、具体的な「まちづくりの方向性」を次のように設定します。

## ●まちづくりの方向性

### ●各地域の特性に応じた、効率的でバランスのとれたまちづくり

地域ごとに有する立地ポテンシャルや地域資源等の地域特性を踏まえて、既存施設を有効に活用した効率的でバランスのとれたまちづくりを推進します。さらに、これら各地域の連携強化を行うことで、一体の都市としての機能の向上と広域に開かれた和歌山の玄関口としてのまちづくりを推進します。

### ●安心で快適な移動環境が充実したまちづくり

高齢者等の利便性の向上や地球環境への負担の軽減を図るためにも、既存のコミュニティバスや鉄道などの公共交通機関及び歩行空間等の移動環境において機能充実を図り安心で快適なまちづくりを推進します。

### ●快適な生活環境を実現するまちづくり

高齢者や子育て世帯を含めた生活者にとって快適な生活環境を実現するため、地域に応じた適正な土地利用の規制、買物等の日常生活の利便性の向上などのまちづくりを推進します。

### ●活力とにぎわいのある産業が充実するまちづくり

市民の雇用を確保するため、既存企業や新規企業を支える基盤の維持・機能向上を推進します。また、地域の生活の核となる商店街等の活力向上に努めます。

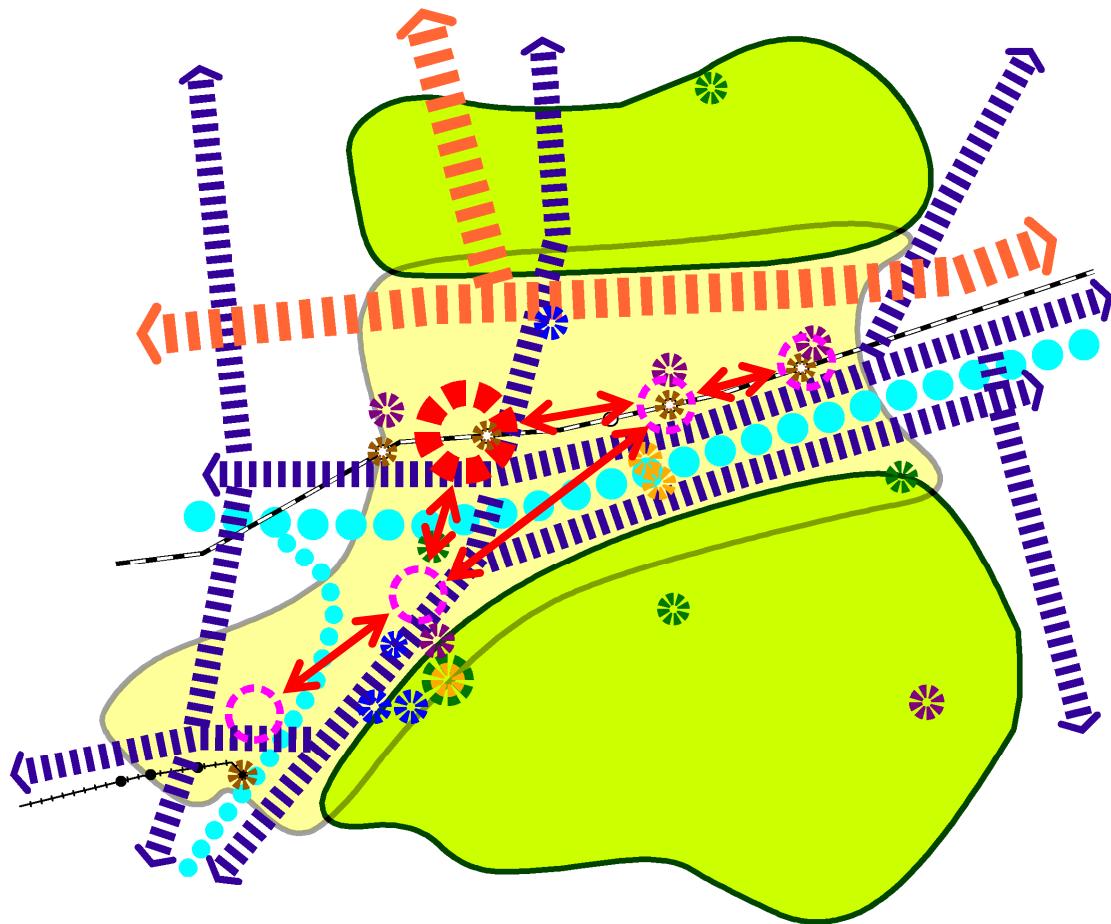
### ●豊かな自然・文化(魅力)を活かしたまちづくり

地域ごとに有する豊かな自然や歴史等の文化について、有効に活用し魅力の向上に努めます。

### ●人情味あふれるコミュニティを活かしたまちづくり

本市には、伝統的な行事などを通じて人情味あふれた地域コミュニティが形成されていであることから、今後も、まちづくり活動を通じてコミュニティの維持に努めます。

## ● 将来都市構造図



〈↑↓〉 広域軸

〈→←〉 連携軸

— 鉄道軸

●●● 水辺軸

↔ 地域の連携

● 都市拠点

○ 生活拠点

＊ 産業拠点

△ 交通拠点

▲ 歴史文化拠点

◆ レクリエーション拠点

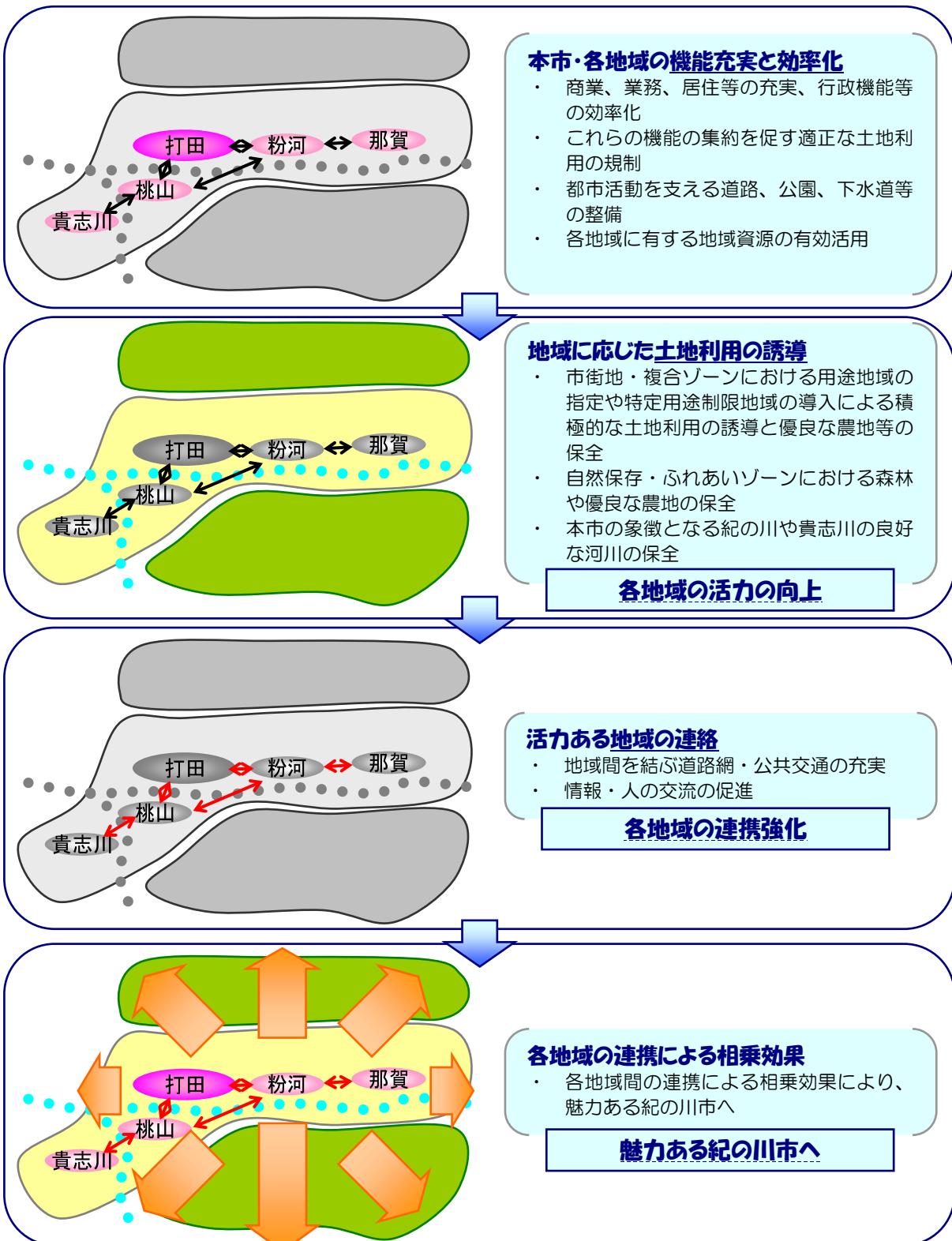
○ 防災拠点

市街地・複合ゾーン

自然保存・ふれあいゾーン

ゾーン	(1) 市街地・複合ゾーン	紀の川及び貴志川沿いに形成されている河岸段丘一帯を、行政・文化・商業等の機能が集積する秩序ある良好な市街地を形成するとともに、農業生産地と集落生活環境整備を進める市街地と農地が共存する「市街地・複合ゾーン」として位置づけます。
	(2) 自然保存・ふれあいゾーン	市街地・複合ゾーンより北側と南側の森林及び点在する山間集落一帯を、緑豊かな自然の保全とふれあいを図る「自然保存・ふれあいゾーン」として位置づけます。
都市軸	(1) 広域軸	和歌山県、奈良県、京都府、大阪府間の広域的な交流・連携を担う軸として、高規格幹線道路の京奈和自動車道及び（仮称）紀の川関空連絡道路を「広域軸」として位置づけます。
	(2) 連携軸	都市間の広域的な交流・連携を担う軸として、また、本市の各地域に形成される「都市拠点」や「生活拠点」の連携を担う軸として、国道24号、国道424号、国道480号、(主)和歌山橋本線、(主)泉佐野打田線、(主)泉佐野岩出線の南伸道路を「連携軸」として位置づけます。
	(3) 鉄道軸	本市の地域づくりと広域的な交流・連携を担う生活路線として重要な役割を果たしているJR和歌山線とわかやま電鉄貴志川線を「鉄道軸」として位置づけます。
	(4) 水辺軸	市内の主要な河川である紀の川及び貴志川を、水と緑のうるおいある環境を形成し、憩いのあるアメニティ空間を享受できる「水辺軸」として位置づけます。
拠点	(1) 都市拠点	市役所本庁舎周辺の中心市街地及び国道24号沿道に行政、商業・業務等の機能を配置し、その機能充実を図るための「都市拠点」とします。
	(2) 生活拠点	地域ごとの中心地として、粉河、那賀、桃山、貴志川の中心地を「生活拠点」とします。
	(3) 産業拠点	計画的な工業地が形成されている打田の北勢田ハイテクパークや桃山の工業団地を「産業拠点」とします。
	(4) 交通拠点	交通の結節点として、JR和歌山線の下井阪駅、打田駅、粉河駅、名手駅及びわかやま電鉄貴志川線の貴志駅を「交通拠点」とします。
	(5) 歴史文化拠点	歴史文化の中心で都市の個性を形成する場所として、紀伊国分寺跡、粉河寺、旧名手宿本陣及び青洲の里、三舟神社、鞆湊八幡神社を「歴史文化拠点」とします。
	(6) 防災拠点	桃源郷運動公園や河川緑地を「防災拠点」とします。
	(7) レクリエーション拠点	広域的なレクリエーション活動の場所として、粉河ハーランドパーク、寺山及び龍門山テイクオフ基地、桃源郷運動公園、桃源郷及び愛宕池公園を「レクリエーション拠点」とします。

## ●まちづくりの流れ



## 第4章 まちづくりの方針

### 4-1 土地利用に関する方針

#### 1) 基本的な考え方

紀の川及び貴志川沿いに市街地が形成されている河岸段丘一帯を、市街地と農地が共存する「市街地・複合ゾーン」とし、これら以外の森林及び山間集落一帯を「自然保存・心れあいゾーン」とします。

「市街地・複合ゾーン」の主要な用途の基本的な配置の方針としては、本市の中心となる打田の「都市拠点」及び旧町ごとの中心地に形成される「生活拠点」を中心にその周辺には利便性の高い住宅地を、交通アクセスの高い幹線道路沿道においては商業や工業地を、これら以外の環境の悪化の恐れの少ないまとまった地域においては工業地を配置するものとし、農地との共存に努めるものとします。

#### 長期総合計画による位置づけ

##### 基本施策 3-1-1

計画的な土地利用や都市基盤の整備により、市民が豊かな生活を送っている。

##### 基本的な考え方

本市の将来像を見据えた一体的な都市計画を推進し、計画的な土地利用や都市基盤を整備することを重視します。

和歌山市や大阪南部への交通利便性を活かし、豊かな自然環境と田園環境と調和した良好な住宅環境の充実を図ることを重視します。

土地の権利関係を把握し、適正な土地の管理をすることを重視します。



## 2) 主要な用途の配置の方針

### (1) 商業地

#### ① 都市拠点商業地

打田の市役所周辺の古くからある商業地や国道24号沿道の広域的な商業サービスを有する商業地を、本市の中心となる都市拠点商業地として、日常的な商業サービス機能や多様な商業サービス施設、行政機能、業務機能の充実に努めるものとします。

#### ② 生活拠点商業地

粉河の国道24号から北側の(主)粉河加太線沿道、那賀の名手市場一帯、桃山の桃山支所一帯、貴志川の貴志川支所一帯を、生活拠点商業地として、地域の日常的な商業サービス機能を提供できる店舗等の立地誘導を促します。

### (2) 住宅地

#### ① 専用住宅地

貴志川の丘陵地等の大規模な住宅造成地は、比較的新しく良好な住環境が形成されつつあることから、今後も他の用途の混在を防止し良好な住環境の保全、形成のために、住宅地としての土地利用を促します。

#### ② 一般住宅地

既に住宅や店舗、工場等の用途が混在している旧街道沿い及びJR和歌山線の駅周辺の既成市街地においては、住環境の悪化を起こさない範囲で一定の建物用途の混在を互いに認める住宅地としての土地利用を促します。

#### ③ 農地共存住宅地

打田、粉河、那賀のJR和歌山線より北側では、農地の中に他の用途の混在が少ない住宅地が点在しています。今後も、農地を保全しつつ、良好な住環境を維持していくような住宅地としての利用を促します。

### (3) 工業地

#### ① 専用工業地

打田の北勢田ハイテクパークや桃山の工業団地は、計画的な工業地が形成されることから、工業に適した環境を維持できるよう工業地としての土地利用を促します。また、更なる企業の誘致を促進するため、北勢田に新たな工業用地の確保を行います。

## ② 一般工業地

打田の広野地区、粉河の長田中地区、桃山の北島地区及び宮垣内地区、貴志川の神戸地区及び前田地区は、大きな規模の工場が分散立地しており、住宅地等に対して悪影響を及ぼす恐れがあります。また、工場周辺に住宅が立地すると工業機能に支障を及ぼすことから、住工用途の混在が起こらないよう、計画的な工業地の形成を促します。

## ③ 沿道商工業地

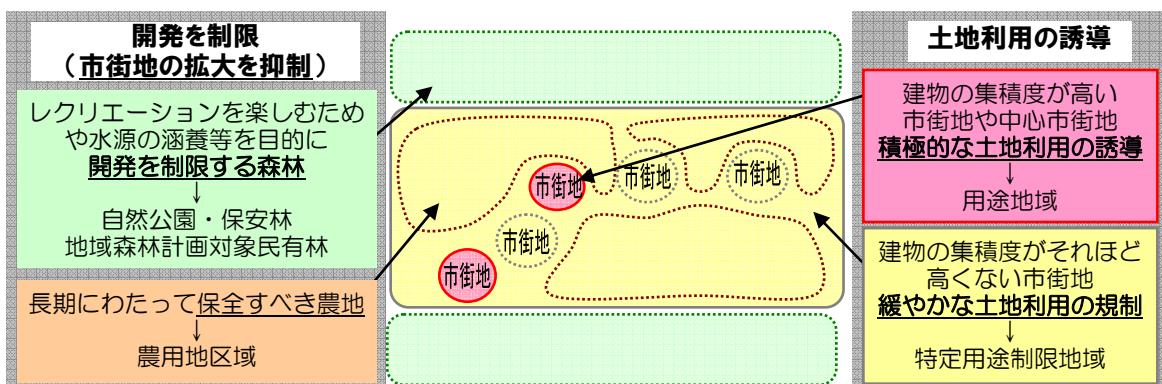
粉河、那賀の国道24号沿いは、駐車場を持つ商業施設等が分散して立地しています。今後も、国道沿いという利便性を活かした商業地や工業地としての土地利用を促します。

## (4) 用途地域及び特定用途制限地域の指定の検討

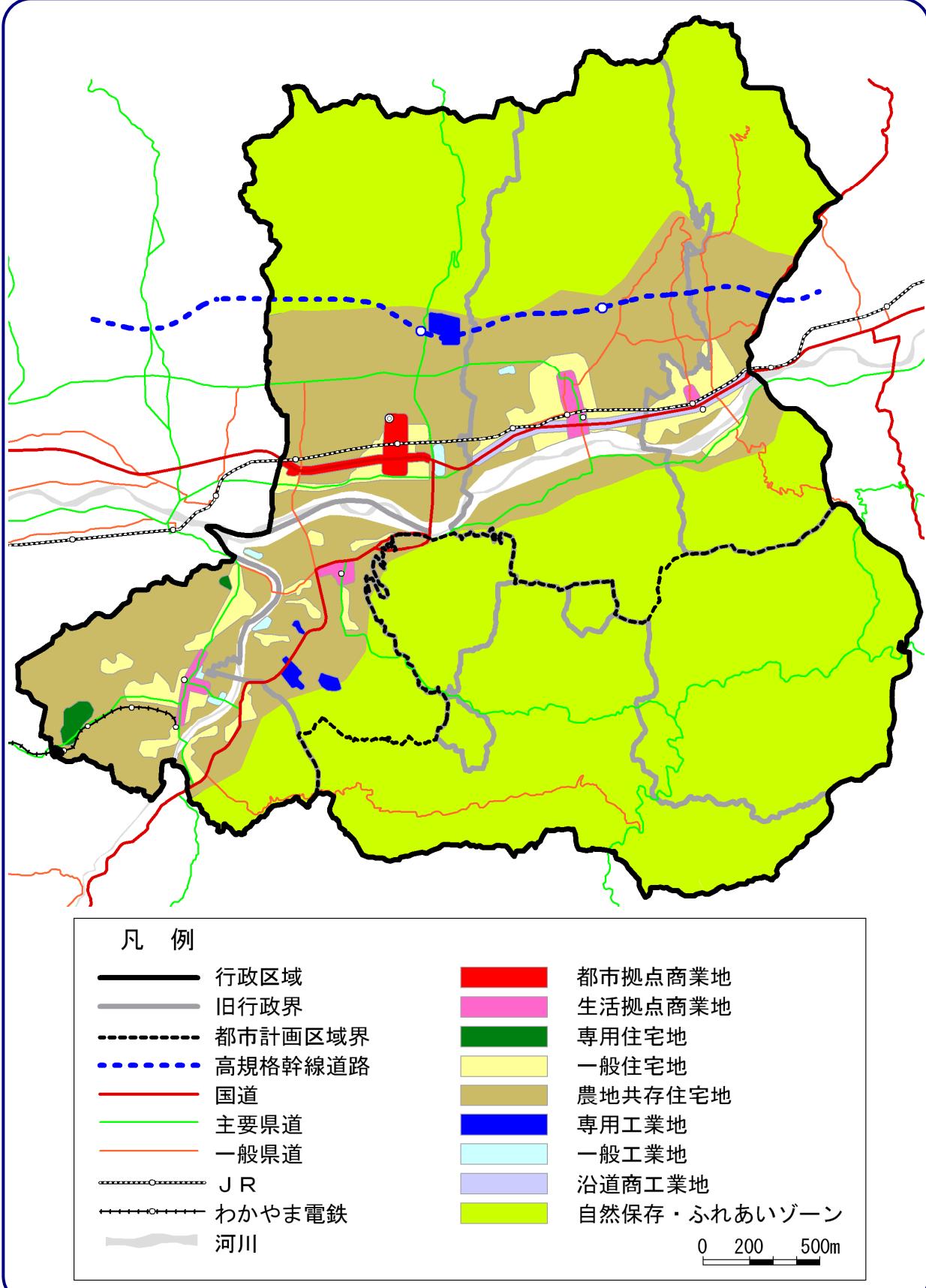
貴志川の市街地では、建物の集積度が高く、今後、用途の混在等により住環境等が悪化する恐れがあります。また、打田の中心市街地では、都市拠点としての機能充実が求められています。そのため、地域ごとに建物の用途を制限する用途地域の指定について検討を進めます。また、粉河、那賀及び桃山の市街地については、建物の集積度もそれほど高くないことから、用途地域の指定の必要性はないと想定されますが、良好な環境の形成を促すため、一部の特定の建物の用途を制限することができる特定用途制限地域の指定について検討を進めます。

これらの指定にあたっては、農林業との健全な調和に配慮するとともに、住民等の意見を聞きながら検討を進めるものとします。

### 【参考：紀の川市における土地利用の規制誘導のイメージ】



## ●主要用途配置方針図



## 4-2 都市施設の整備に関する方針

### 1) 基本的な考え方

地域ごとの生活環境の向上を図るために、歩いて暮らす、安心して移動できる交通ネットワークの充実、生活に密着し地域コミュニティの活動の場である街区公園等の整備推進、下水道の整備推進を行うものとします。また、地域ごとに有する図書館や体育館等既存施設の適正な維持保全を行うほか、必要に応じて目標人口7万人に見合った施設の集約や充実などについて検討します。本市の中心となる打田においては、市役所の建替えについて検討を推進します。

さらに、これら各地域や広域をつなぐ交通ネットワークの充実に努めます。

### 長期総合計画による位置づけ

#### 基本施策 3-1-2

公共交通機関が整備され、市民が便利に利用している。

#### 基本的な考え方

本市の主要な公共交通としては、JR 和歌山線を中心とし、わかやま電鉄貴志川線、和歌山バスがあり、大阪方面への通勤・通学や県都和歌山市への貴重な交通手段となっており、また公共交通不便地域を対象とした「紀の川市地域巡回バス」も走っていることから、公共交通機関の利用者の一層の利便性向上を図ることを重視します。

#### 基本施策 3-1-3

道路が計画的に整備され、市民が安全かつ快適に利用している。

#### 基本的な考え方

広域高速交通利便性の向上と、広域観光などの広域的な交流促進を図るために、京都・奈良・和歌山を結ぶ高規格幹線道路として、京奈和自動車道の整備促進を国や県と連携して進めるとともに、打田ICから阪和自動車道上之郷ICへ直結する（仮称）紀の川閻空連絡道路（高規格幹線道路）の整備要望や、紀の川市をPRし、特産品の紹介・販売や、地域の歴史などを紹介する「道の駅」の設置を関係機関に働きかけていくことを重視します。

国道24号をはじめとした一般国道の交通渋滞の緩和や円滑な地域間交通の幹線となる幹線道路整備を進めることを重視します。

生活道路は、集落道や農道などを基に形成されていることが多く、道路幅員が狭く、歩行者空間が整備されていないため、高齢社会を見据えた快適な歩行者空間を創出することを重視します。

#### 基本施策 3-1-4

安定供給された水道水を市民が安心して利用している。

#### 基本的な考え方

市民がいつでも良質な水道水を利用できるよう、老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化、水質の改善など維持管理に努めることを重視します。

健全で効率的な水道事業経営をすることを重視します。

#### 基本施策 3-1-5

情報通信基盤が整備され、市民生活が便利になっている。

#### 基本的な考え方

市内全域において情報通信サービスが利用できるよう、情報化を推進することを重視します。

#### 基本施策 3-1-6

災害に強いまちづくりが行われ、市民が安心して暮らしている。

#### 基本的な考え方

本市には、急傾斜地等が多く存在しており、震災時や台風・大雨時の風水害、土砂災害などに対する治山・治水整備を図り、災害に強いまちづくりを進めることを重視します。

#### 基本施策 4-1-2

下水道が整備され、河川等の水質が改善している。

#### 基本的な考え方

水質管理をし、市民の水質保全意識を啓発することを重視します。

河川の水質保全を図るため、排水処理対策を推進していくことを重視します。

## 2) 交通施設の整備に関する方針

### (1) 基本的な考え方

広域的な交流や社会生活を支える広域連携道路を整備するとともに、それを補完する都市間連絡道路や都市内連絡道路を整備します。これらの交通網においては災害時や緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めます。さらに、豊かな地域資源を相互に結び、回遊性を創出するネットワークの形成に努めます。

地域ごとでは、生活基盤として、市街地内の道路網を機能的に配置し、良好な環境や景観の形成に配慮するとともに、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

公共交通機関の利便性の向上を図るためにも、コミュニティバスの利便性の向上、鉄道駅の交通結節機能の向上に努め、バスや鉄道の利用を促します。

### (2) 主要な施設の配置の方針

#### 【道路】

##### ① 広域連携道路

京奈和自動車道、(仮称) 紀の川関空連絡道路、国道24号、国道480号、国道424号、(主)泉佐野打田線、(主)泉佐野岩出線の南伸道路、(主)和歌山橋本線を広域的な交流・連携を担う道路として配置します。また、京奈和自動車道と国道24号を結ぶ道路として、(都)粉河馬宿線、(都)猪垣中ノ歳線、(都)馬宿名手市場線、(都)栄町線を配置します。

##### ② 都市間連絡道路

(主)かつらぎ桃山線、(主)高野口野上線、(主)粉河加太線、(主)岩出野上線、(主)和歌山打田線、(都)粉河馬宿線、(都)名手中尾線、広域農道（紀の川地区、紀の里地区）については、広域連携道路を補完し都市間の各拠点を連絡する道路として配置します。

##### ③ 都市内連絡道路

(都)井阪打田線、(都)粉河馬宿線、(都)名手市場麻生津線、(都)麻生津橋西脇線、(都)本町線、(都)石町線、(都)松井石町線、(都)猪垣石町線、(都)粉河竜門線については、都市間連絡道路を補完し都市内の各拠点を連絡する道路として配置します。

※ (主)：主要県道

(都)：都市計画道路

**④ 駅前広場等**

交通拠点となる JR 和歌山線の下井阪駅、打田駅、紀伊長田駅、粉河駅、名手駅及びわかやま電鉄貴志川線の貴志駅に円滑な交通処理とともに、誰もが使いやすく、魅力あふれるアメニティ豊かな駅前広場を配置します。

また、自動車利用者の公共交通機関への転換を促すために、パークアンドライドが可能な駐車場や駐輪場を駅周辺に整備し、利用を促します。

**⑤ 都市計画道路網の見直し**

長期未着手の旧町で指定された都市計画道路を含め、今後、必要性や実現性等を踏まえ関係者と十分な調整を図りながら全市レベルでの道路網の見直しを行います。

**【公共交通機関】****⑥ 鉄道**

鉄道は、市民の生活を支える重要な公共交通機関であることから、鉄道事業者や関係機関への利便性の向上及び利用者への利用を促していくものとします。

**⑦ バス**

バスは、生活に密着した公共交通機関であり、高齢者等の交通弱者にとって重要な移動手段であることから、コミュニティバスの利便性の向上、路線バス事業者や関係機関への利便性の向上及び利用者への利用を促していくものとします。



**(3) 主要な施設の整備目標**

上記の配置の方針において示した施設で、優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設は、以下のとおりとします。

**●10 年以内に整備することを予定する主な施設**

種別	名称	備考
国道	京奈和自動車道	(都) 京奈和自動車道紀北東道路線 [打田・粉河・那賀] (都) 京奈和自動車道紀北西道路線 [打田]
県道	(一) 荒見粉河線・(一) 粉河寺線	(都) 松井石町線 [粉河]
	(一) 西川原粉河線	(都) 猪垣中ノ歳線 [粉河]
	(一) 西川原名手市場線	(都) 栄町線 [那賀]
都市計画道路	(都) 名手市場麻生津線	(市) 名手市場麻生津線 [那賀]
駅前広場	JR 和歌山線各駅前	[打田・粉河・那賀]
駐車場・駐輪場	わかやま電鉄貴志川線各駅前	[貴志川]

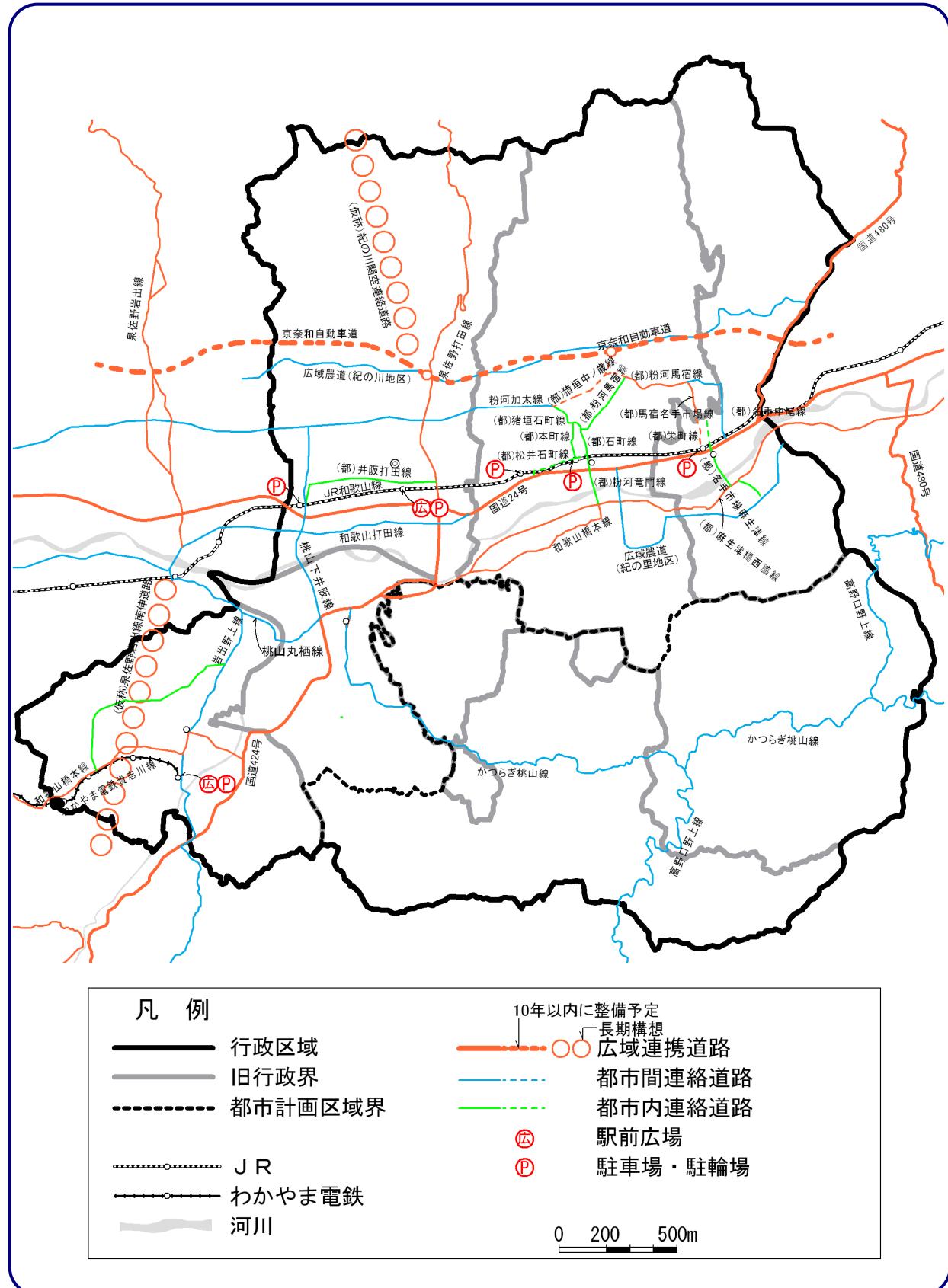
**●長期にわたって整備を検討する主な施設**

種別	名称	備考
	(仮称) 紀の川関空連絡道路	[打田]
	(仮称) 泉佐野岩出線南伸道路	[貴志川]

※ (一) : 一般県道  
(市) : 市道



## ●交通施設整備方針図



### 3) 公園・緑地整備の方針

#### (1) 基本的な考え方

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全及び景観の向上のための公共空地として、今後も整備及び維持管理の充実に努めることとし、今後策定予定の「緑の基本計画」により、子供の遊び場、世代間・地域間交流の場など様々な利用を想定した計画的な整備を進めています。

また、公園・緑地の新設や再整備にあたっては住民が親しみをもって活用できるよう、公園の計画段階から整備・維持管理まで、住民が参画できる機会を創出します。

#### (2) 主要な施設の配置の方針

##### ① 公園

地区公園として那賀の愛宕池公園、桃山の桃源郷運動公園、近隣公園として粉河の秋葉山公園、街区公園として打田の3公園、那賀の2公園を配置し、未整備箇所の整備推進と適正な維持管理を行います。さらに、憩いや遊び、交流の場として利用される身近な街区公園を、誘致距離や人口密度を考慮して適性に配置し整備を推進します。

##### ② 緑地

緑地としては、粉河の粉河河南緑地と粉河河北緑地、貴志川の平池緑地を配置し、適正な維持管理及び利用を促進します。

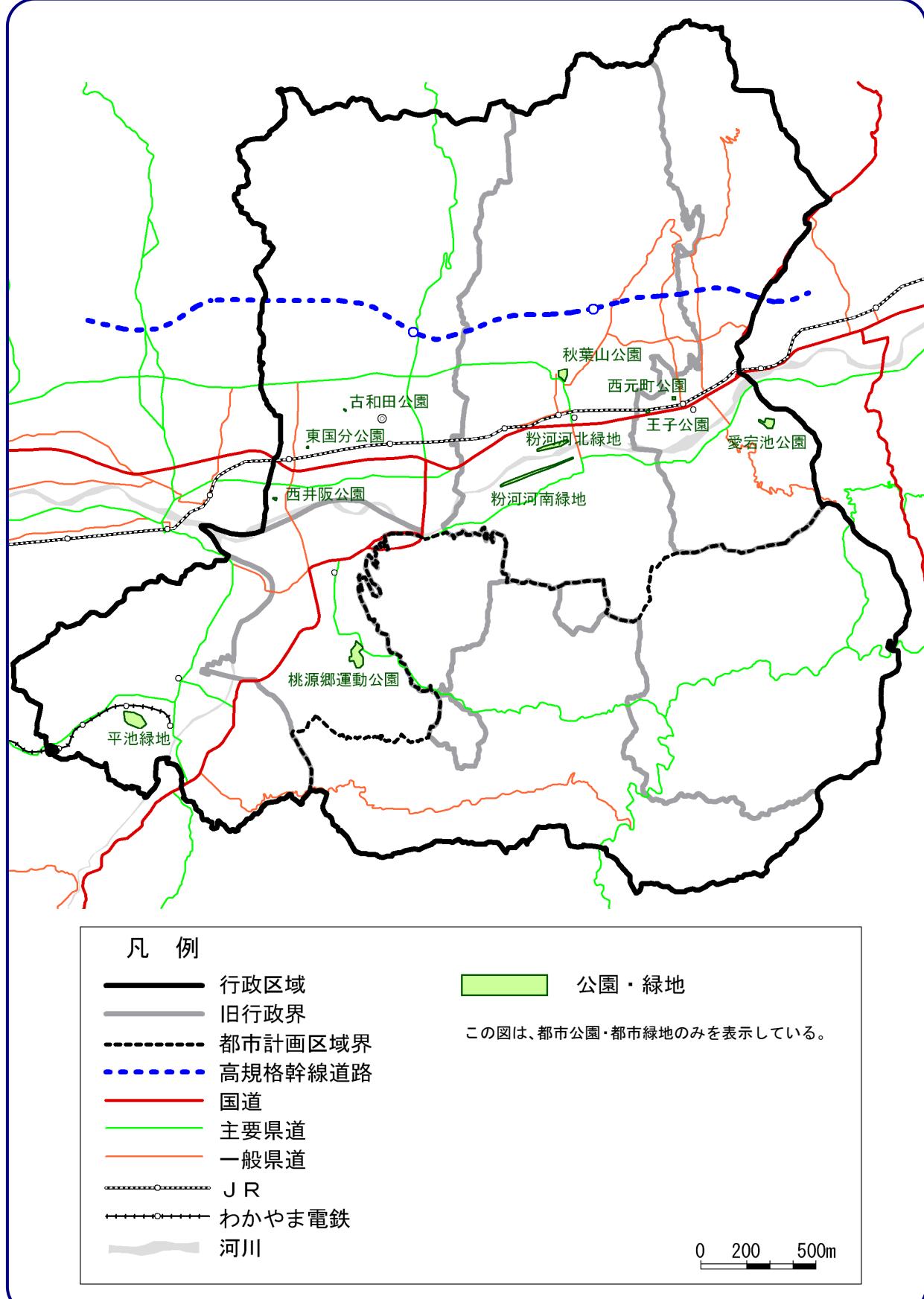
#### (3) 主要な施設の整備目標

上記の配置の方針において示した施設で、優先的に概ね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設は、以下のとおりとします。

#### ●10年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
公園	街区公園	整備箇所については、必要に応じ今後検討を行う。

## ●公園・緑地配置方針図



## 4) 上下水道・河川整備の方針

### (1) 基本的な考え方

上下水道・河川については、良質で安定的かつ安全な生活環境を実現するため、今後も整備及び維持管理の充実に努めることとします。

特に、近年整備が開始された公共下水道については、積極的に整備を推進し、本市のシンボルである紀の川や貴志川の水質改善に努めます。

#### ① 上水道

上水道は、未整備箇所の整備推進、整備箇所の耐震化等適正な維持管理を行います。

#### ② 下水道

公共下水道は、平成20年12月から一部供用開始しているところであり、今後も、公共水域の水質改善、豊富な地下水の水質保全及び良好な生活環境を実現するため、効率的な汚水処理の再評価を行っていくとともに計画区域内の整備面積の拡大及び下水管への接続を促します。また、桃山の善田地区及び貴志川の西山地区においては、農業集落排水施設の供用を推進します。さらに、公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない地域において、浄化槽の設置を促します。

#### ③ 河川

河川は、流域全体の治水・利水・環境を考慮して、国・県とともに河川改修を推進し、災害に対する河川の安全性を高めるため、浚渫、河川敷内の樹木の伐採、護岸や堤防の点検など適切な維持管理を行います。

また、紀の川における無堤区域については、早期築堤に向け、継続して国に働きかけ、地元地区の理解と協力を得られるよう推進します。

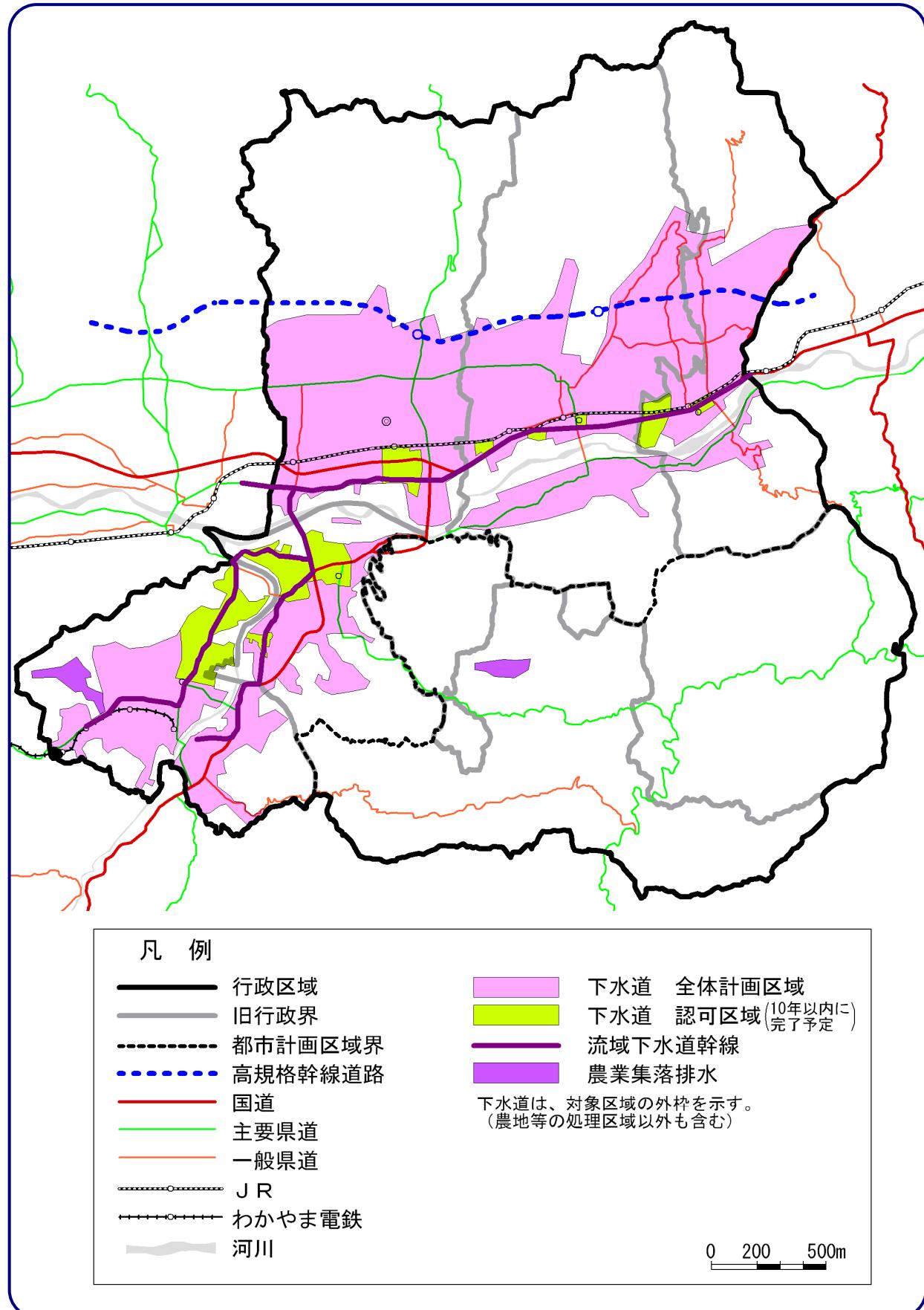
### (2) 主要な施設の整備目標

上記の配置の方針において示した施設で、優先的に概ね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設は、以下のとおりとします。

#### ●10年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
上水道	水道施設	
下水道等	流域関連公共下水道	紀の川中流流域下水道
	合併処理槽	

## ●下水道整備方針図



## 5) その他の都市施設整備の方針

### (1) 基本的な考え方

市民の健康で文化的な都市生活環境の向上のために必要な供給処理施設、教育・文化・行政施設及び厚生・福祉施設等の都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者のニーズに対応した改修・建替え並びに指定管理者制度などの活用による管理・運営を行なっていきます。

また、必要に応じて目標人口7万人に見合った施設の集約や充実などについて検討します。

#### ① 供給処理施設

供給処理施設として、「打田町環境美化センター」「粉河町塵芥焼却場」「那賀町アメニティセンター」が都市計画決定されていますが、既存施設の老朽化を踏まえ、施設を一体化し効率面での改善及び循環型社会の構築に向けて熱エネルギーの回収、資源リサイクルを推進するため、周辺市町と連携して新たなゴミ処理施設の整備を計画します。

し尿処理施設として、那賀郡衛生環境事務組合による広域処理体制が整えられ、処理施設が稼動しており、今後も施設を安定的に運営・管理し、周辺の環境を保全します。

斎場においては、都市計画決定されている那賀町斎場を含む、3火葬場（粉河・桃山火葬場）を、建設・維持管理コストの軽減も踏まえ、五色台広域施設組合へ加入して、五色台聖苑葬祭場へ集約化することを計画します。

#### ② 教育・文化・行政施設

少子化の影響により、児童・生徒数が緩やかに減少していることから、児童・生徒数に応じた適正な規模の学校配置を検討し、学校の統廃合を進めるとともに、必要に応じて、校舎等の新築・増改築を行い、良好な教育環境を形成します。

また、学校の耐震性能の向上を図るとともに、空き校舎の有効活用等についても併せて検討していきます。

各地域における子育ての支援を行うため、子育て支援拠点施設やファミリーサポートセンターの円滑な運営を促します。

生涯学習施設や体育施設の適正な維持管理を行い、施設の活用を促します。

市役所庁舎においては、老朽化対策、耐震性の確保及び効率的な行政運営を行うため、新本庁舎を建設し、分庁舎機能の再編を推進します。

### ③ 厚生・福祉施設

公立那賀病院を中心病院として位置づけ、施設の適正な維持管理を促します。

また、鞆湊地域など医療機関の乏しい山間地域においても、地域巡回バスを利用した地域医療体制の構築に努めます。

このほか、高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者自立支援施設等、その他既存施設の適正な維持管理に努めます。

### (2) 主要な施設の整備目標

上記の配置の方針において示した施設で、優先的に概ね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設は、以下のとおりとします。

#### ●10年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
供給処理施設	ゴミ処理施設	位置未定、周辺市町と連携して整備
	斎場	五色台聖苑葬祭場、周辺市町と連携して拡張整備
教育・文化・行政施設	公立学校 紀の川市役所	新增改築・耐震化 新本庁舎建設、分庁舎機能再編



建物の耐震化



下水道整備

## 4-3 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針

### 1) 基本的な考え方

本市の市街地からは、国定公園や県立自然公園に指定された緑豊かな山地を眺めることができ、紀の川、貴志川、果樹園地等自然的環境が市街地に近接していることから、うるおいのある市街地景観を有しています。市街地部では、粉河寺、旧名手宿本陣、紀伊国分寺跡など歴史的資源も豊富に残っています。

このため、これら特徴のある自然的環境や歴史的資源の適正な保全・活用に努め、豊かな生活を実現していくものとします。

#### ① 自然的環境

市街地から望むことができる山地には、国定公園、県立自然公園のほか、保安林や地域森林計画対象民有林にも指定されています。また、山腹部から平野部にかけた広い範囲に農用地区域が指定されており本市の基幹産業を支えています。今後も、緑豊かな森林や農地などの自然的環境を保全し、美しい山なみや田園風景の保全、レクリエーション等への有効な活用を図っていきます。

河川についても、河川緑地の適正な維持管理・未整備箇所の整備を推進することで、良好な景観の維持、レクリエーション等への有効な活用を図っていきます。

#### ② 歴史的資源

市街地部に残る粉河寺や旧名手宿本陣等の歴史的資源について、適正な維持管理を促し、これら歴史的資源とその周辺の市街地が一帯となって、魅力を向上するための市街地のあり方について検討を行い、交流とにぎわいのある市街地の形成に努めます。



## 4-4 市街地整備等の方針

### 1) 市街地整備の方針

#### (1) 商店街の活性化

商工会やNPO団体等による商店街の空き店舗の有効活用などの取り組みを促すほか、商店街と公共交通、観光資源などのネットワーク化を図ることにより、市民の利便性向上や来街者の利用にも配慮した商店街の形成に努めます。

#### (2) 快適な住環境の整備及び市街地環境の形成

市民の快適な住環境を確保するため、住宅マスタープランに基づいた住環境の改善を推進するとともに、老朽化した市営住宅の改修を行っていきます。

また、市街地全般において良好な環境を形成するため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画等の導入についても検討を行います。

#### (3) 総合的なまちづくりの推進

主要な駅周辺においては、良好な市街地を形成するための道路や公園の整備など総合的なまちづくりを推進します。その他、良好な道路ネットワークを構築するための総合的な道路整備を推進します。

## 2) 都市防災対策の方針

地震や火災などの災害時に市民の生命と財産を守るため、防災対策事業を推進します。具体的には、災害の予防対策、災害時に迅速に対応できるよう、自主防災組織の支援・育成、災害時の防災情報・消防・救急医療体制等を整えるとともに、防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

#### (1) 自然災害の防備

市街地の南北に広がる森林は、水源涵養や山地災害の防止などの機能を有していることを踏まえ、山林の保全・育成を図ることにより、森林の保水力の向上に努め、災害の抑制に努めます。特に、保安林区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制し、未指定箇所の新たな指定を推進します。

#### (2) 都市災害の防備

災害時における、建築物の延焼や倒壊を防ぐため、建物の防火性能・耐震性能の向上に努めます。また、避難路や避難場所・災害復旧用地の確保に努めます。避難路等の沿道建築物についても耐震・不燃化の向上を促し、円滑な避難・救助活動を支えるネットワークを確保します。

### 3) 自然環境に配慮したまちづくりの方針

幹線道路での植栽による直射日光の遮蔽、道路の透水性化による地下水の保全、気化熱による地表部の温度上昇の低減、公共施設等での雨水や処理水の利用、太陽光発電や太陽熱利用システムの設置など、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。

### 4) 景観形成の方針

緑あふれる山々や河川などの豊かな自然の中で一面桃色に染まった桃畠に佇む民家の上を泳ぐ鯉のぼり、粉河寺界隈の赴きある街なみ、本市にはこうした情緒ある景観が現在も残っており、今後もこれらの景観の保全に努めます。

また、市街地においても、市民が愛着を持つことができ、来訪者にとっても楽しむことができる、後世に残る良好な景観形成に努めます。

### 5) 主要な施設等の整備目標

上記の各方針において示した施設等で、優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設等は、以下のとおりとします。

#### ●10 年以内に整備することを予定する主な施設等

種別	名称	備考
防災	防災行政無線局	市内全域
	消防施設整備	//
	災害時用資機材整備	//
	防犯灯の設置	//



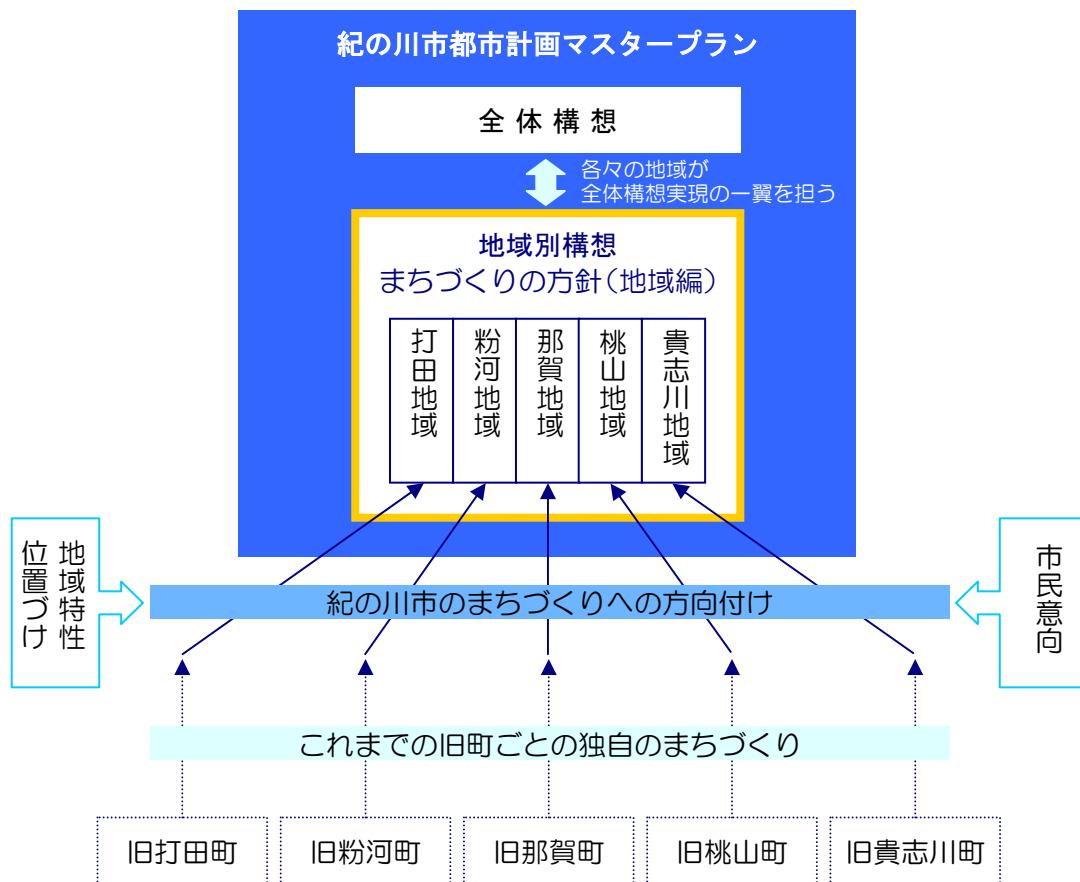
## 第5章 まちづくりの方針（地域編）

### 5-1 まちづくりの方針（地域編）について

紀の川市のまちづくりは、全市で一体的に取り組んでいくことで、一つの都市として発展していくことを基本としています。まちづくりの基本理念は「**自然や歴史などの地域資源を活かした各地域の発展と地域の連携による紀の川のまちづくり**」であり、各地域の発展が紀の川市の発展の礎となることを示しています。

以上のことから、「まちづくりの方針（地域編）」では、全体構想の実現による紀の川市の発展に向けて、そのまちづくりの一翼を担うために各地域で取り組むべき方針（ポイント）について地域ごとにお示しします。

なお、方針の設定にあたっては、これまで各地域で培ってきた地域特性や独自に行ってきましたまちづくりを考慮するほか、市民の皆様の意見を参考としました。



## 5-2 地域ごとのまちづくり方針(ポイント)

### 打田地域

- ◆ 紀の川市の中心となる都市拠点の形成と基盤の整備
- ◆ 市役所本庁舎を核とした幹線道路網の構築と公共交通の充実
- ◆ 自然環境の保全と秩序ある土地利用
- ◆ 地域資源を活用した観光振興

### 粉河地域

- ◆ 粉河駅と粉河寺一帯を中心とした生活拠点の形成と基盤の整備
- ◆ 道路網の再構築と公共交通の充実
- ◆ 自然環境の保全と秩序ある土地利用
- ◆ 地域資源を活用した観光振興

### 那賀地域

- ◆ 名手駅を中心とした生活拠点の形成と基盤の整備
- ◆ 道路網の再構築と公共交通の充実
- ◆ 自然環境の保全と秩序ある土地利用
- ◆ 地域資源を活用した観光振興

## 桃山地域

- ◆ 桃や植木など景観と調和した生活拠点の形成と基盤の整備
- ◆ 道路網の再構築と公共交通ネットワークの充実
- ◆ 自然環境の保全
- ◆ 地域資源を活用した観光振興

## 貴志川地域

- ◆ 市街地の拡大に対応した生活環境の改善と基盤の整備
- ◆ 道路網の再構築と公共交通ネットワークの充実
- ◆ 自然環境との調和
- ◆ 地域資源を活用した観光振興





## 参考資料

### 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 19 年 11 月 27 日  
告示第 136 号

#### (設置)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、市の将来像について広範な見地から検討を行い、都市計画マスタープラン策定に関する必要な事項について協議する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民の代表者
- (3) 市内の団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランを策定するまでの間とする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

#### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 組織構成（第3条関係）

分類	団体名・役職名等	氏名
市議会	議会選出議員	森田 幾久
	議会選出議員	室谷 伊則
	議会選出議員	堂脇 光弘
	議会選出議員	岩坪 初雄
	議会選出議員	高田 英亮
市民の代表者	打田地区代表	中坂 政廣〔委員長〕
	粉河地区代表	松井 信雄
	那賀地区代表	上田 丈夫
	桃山地区代表	宮下 保
	貴志川地区代表	村上 富治
消防防災関係	連合消防団	山田 昌男
交通安全関係	交通指導員会	林 保孝(H20.5.1から) 岡野 福男(H20.4.30まで)
民生関係	民生委員児童委員連絡協議会	前川 真智子〔委員長職務代理〕
環境関係	環境保全対策審議会	津田 利和
農業振興関係	農業委員会	西川 泰弘
	農業振興地域整備促進協議会	東 純
商工関係	打田町商工会（女性部長）	高橋 陽子
	粉河町商工会（女性部長）	松井 典子
	那賀町商工会（女性部長）	森岡 敬子
	桃山町商工会（女性部長）	仲谷 妙子
	貴志川町商工会（女性部長）	高田 弘子
教育関係	教育委員会	佐野 一男(H21.1.29から) 赤阪 登(H21.1.27まで)
	文化財保護委員会	西 宗紀
女性団体	女性会議	坂口 富子
老人団体	老人クラブ連合会	生地 實
青年団体	(社)那賀青年会議所	西村 真琴(H21.1.1から) 楠見 一雄(H20.12.31まで)
関係行政機関	那賀振興局建設部長	木下 嘉己(H20.4.1から) 上野山 好作(H20.3.31まで)
	副市長	堂本 正秀
	副市長	田村 武

## 紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

平成 19 年 12 月 18 日

訓令第 66 号

### (設置)

第1条 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会（平成 19 年紀の川市告示第 136 号）に提案する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の計画案を作成するため、紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン策定に関する必要な調査、調整、研究及び資料の収集を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で組織し、委員は市長が任命する。

- 2 委員長は、当該事務を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から都市計画マスタープランを策定するまでの間とする。

### (委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

### (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

	職名	氏名
委員長	当該事務を担任する副市長	堂本 正秀
副委員長	委員長以外の副市長	田村 武
委 員	教育長	前田 良藏
委 員	理事兼農林商工部長	田中 卓二
委 員	市長公室長	尾崎 茂晴
委 員	企画部長	東 秀明
委 員	総務部長	鈴木 年雄
委 員	市民部長	森本 博美
委 員	地域振興部長	南 道男 (H20.4.1 から) 中井 均 (H20.3.31 まで)
委 員	保健福祉部長	松原 優
委 員	建設部長	宇野 康夫 (H20.4.1 から) 阪中 博 (H20.3.31 まで)
委 員	会計管理者	長谷 範雄 (H20.4.1 から) 吉田 弘 (H20.3.31 まで)
委 員	水道部長	金澤 孝俊 (H20.4.1 から) 宇野 康夫 (H20.3.31 まで)
委 員	教育部長	小倉 堅司
委 員	議会事務局長	鍬初 登
委 員	農業委員会事務局長	田村 博秋





【市の木】  
きんもくせい



【市の花】  
もも



【市の鳥】  
うぐいす

---

## 紀の川市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月発行

発 行 : 和歌山県紀の川市

担当課 : 建設部都市計画課

〒649-6192 和歌山県紀の川市桃山町元381番地

TEL(0736)66-1100(代表)

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

---